

令和6年第2回南関町議会定例会（第1号）

令和6年6月4日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名について（7番杉村議員・8番井下議員）
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について
（令和5年度南関町一般会計予算）
- 日程第5 議案第29号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（南関町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第30号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 議案第31号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和5年度南関町一般会計補正予算(第12号)）
- 日程第8 議案第32号 南関町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第33号 南関町子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第10 議案第34号 南関町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第11 議案第35号 南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に
関する条例等の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第12 議案第36号 令和6年度南関町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第37号 令和6年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第38号 令和6年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第39号 令和6年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第40号 令和6年度南関町下水道事業補正予算(第1号)について
- 日程第17 一般質問

- ① 3番 矢野議員 ② 8番 井下議員
- ③ 6番 中村議員 ④ 9番 境田議員

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 福山美佳君
3番 矢野修一君
5番 北原浩一郎君
7番 杉村博明君
9番 境田敏高君
11番 立山比呂志君

2番 伊藤博長君
4番 西田恵介君
6番 中村正雄君
8番 井下忠俊君
10番 山口純子君
12番 立山秀喜君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(11名)

町長	佐藤安彦君	教育長	永杉尚久君
総務課長	嶋永健一君	税務住民課長	武田博君
まちづくり課長	田代由紀君	福祉課長	多田隈志保君
健康推進課長	猿渡隆史君	経済課長	武田信幸君
建設課長	田口明君	教育課長	城野和則君
会計管理者	田中龍城君		

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 福山光明君 書記 山下飛鳥君

開会 午前10時00分

—————○—————

- 議長（立山秀喜君） 起立。礼。おはようございます。着席。
ただいまから令和6年第2回南関町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。議事日程等はお手元に配付のとおりです。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（立山秀喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、7番議員、8番議員を指名します。

—————○—————

日程第2 会期決定について

- 議長（立山秀喜君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。
お諮りします。本定例会の会期については、本日から6月7日までの4日間をしたいと思
います。
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は本日から6月7日までの4日間とすることに決定しました。

—————○—————

日程第3 諸般の報告について

- 議長（立山秀喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。
報告の1点は、「令和6年度町村議会議長・副議長研修会及び県関係国会議員への要望につ
いて」です。本研修会は、去る5月21日、東京国際フォーラムで開催されました。内容につ
いては、大正大学教授、江藤俊昭氏の「議員のなり手不足は住民自治の危機：その打開の道を探
る」次に、弁護士・元流山市政策法務室長、帖佐直美氏の「ハラスメント：自治体議員が注意す
べきポイント」次に、慶応大学教授谷口尚子氏の「将来の地方議会を担うのは誰か」の順で講
演がありました。翌日の5月22日は、ホテルグランドアーク半蔵門にて、熊本県内町村議会
正副議長により、県関係国会議員への要望書の提出及び意見交換を行いました。詳細は、資料
を事務局に備付けておりますので、省略します。
報告の2点は、「例月出納検査について」です。本件については、南関町監査委員に関する条
例第14条の規定により、監査委員、良田和彦君、立山比呂志君より、令和5年度令和6年2
月分、3月分、4月分、令和6年度4月分の出納検査結果について報告がなされています。内
容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。
報告の第3点は、「委員会報告について」です。議会運営委員会委員長より委員会の研修報告
が提出されていますので、報告を求めます。議会運営委員会委員長、中村正雄君。

- 6番議員（中村正雄君） おはようございます。
令和6年5月27日。委員会研修報告書。
南関町議会議長、立山秀喜様。議会運営委員会委員長、中村正雄。

議員研修の概要を下記のとおり報告いたします。

1. 日 時、令和6年5月9日～5月10日。
2. 場 所、熊本県合志市議会、福岡県古賀市議会。
3. 出席者、中村正雄、伊藤博長、北原浩一郎、福山美佳、杉村博明、西田恵介、立山秀喜、立山比呂志。随行、議会事務局、福山光明、山下飛鳥。

4. 研修の目的と成果、議会デジタル化推進におけるペーパーレス化の本格的移行にあたり、先進的な取り組みをしている議会を視察した。ペーパーレス化する上での問題点や解決してきた経緯などの対話、また実際にタブレットを触りながらの体験ができて、具体的に進めていく方向がつかめた視察研修であった。

本格的移行にあたり、大きく2つのポイントがあった。ひとつは、アプリケーションソフトの整備と選択であった。メインとなるのは、『ペーパーレス会議システム』で、全体構成の中心的位置づけとなり、デジタル資料の受取、保管、検索、閲覧、携行と使用者の利便性を担っていた。採用されていたソフトは SideBOOK と SmartDiscussion で使い勝手の違いはあるが担う役割は同じであった。

他のアプリソフトとして、オンライン連絡ツール、オンラインカレンダー、オンライン会議ソフトを加えて、両議会共に4つのソフトで構成していた。採用していたソフトは違うものの議会事務局からの通知書発信や確認業務など、資材削減だけでなくデジタル一元化により業務量軽減につながる効果が出ていた。

もう一つのポイントは、ハード面のタブレット機種選定であった。いずれも iPad Pro 12.9インチでA4サイズ相当の画面で見やすさと操作性、ペンの書き込み性が重視され採用していた。

デジタル化によるペーパーレス化は1段階目であり、全面デジタル化することで次のステップとしての『議会DX（デジタルトランスフォーメーション）』へと進んでいける。デジタル技術を駆使して業務の効率化やAIを活用することでクリエイティブな活動を行えるようになり、議会が担う役割を高めることができ、住民へ新しい価値を創出していくことができる。今回の視察研修を元に議会DXの実現へ加速化を図っていく。

以上でございます。

○議長（立山秀喜君） ここで町長から挨拶の申出がありますのでこれを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆様改めておはようございます。

令和6年第2回南関町議会定例会の開会において、繰越明許費の繰越報告について、専決処分報告及び承認を求めることについて、条例の一部を改正する条例の制定について、令和6年度補正予算案のご審議をお願いするに当たり、一言ご挨拶を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

長く続いてきたコロナ禍も、ここに来てかなり落ち着いてはきましたが、現在も少数ではありますが感染者が発生している状況で、この4年間で私たちを取り巻く環境や経済状況も大きく変わってしまいました。特に、食料品、生活用品、燃料など、毎日使用しなければならないようなものの値上げとともに、住宅建設費や農業関係の資材等においても、価格の高騰が続いており、各種事業経営に限らず、日常生活においても厳しさばかりが増しているような状況ではないかと思えます。安心して暮らすには難しい時代だとは思いますが、私たちは、田舎の良

さ、この町の良さも実感しながら幸福度を上げていきたいところです。

さて本年は、6月中旬頃に梅雨入りするような予報が出されておりますが、本町においてここ2年間は、特に大きな災害等は発生していませんが、全国では、本年元日の能登半島地震や梅雨時期に限らない集中豪雨などにより、毎年大きな被害が発生しておりますので、本年も、町全域での豪雨災害や台風等への対策が必要となって参ります。本年は、1年ごとに実施している町主催の総合防災訓練を計画しているところでありますが、本町には、防災士の会も結成されご活躍いただくとともに、各地域においても自主防災組織ができており、地域ごとに訓練等も行っていております。今後も、町民の皆様との防災に対する認識の共有等も図っていくとともに、町作成のハザードマップ等も活用いただき、更に減災に向けた取り組みを進めていただきたいと思います。また、いつも申し上げていますが、私自身も災害等はいつどこで発生するかわからないということではなく、災害等は毎年発生するという考え方を持って、気を緩めることなく危機管理に当たって参りますので、議員の皆様方におかれましても、災害に対する体制の強化や住民の皆様に対する啓発の強化にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

さて、経済界有志らでつくる民間組織「人口戦略会議」は、4月24日に2020年から2050年の30年間で人口減少が深刻化する「消滅可能性自治体」を公表しました。全国1,729の自治体では、全体の40%超に当たる744自治体（前回は896自治体）が消滅可能性自治体となっております。南関町は、10年前の公表では消滅可能性自治体に含まれていましたが、今回は、すべての町民の皆様、企業、事業者の皆様等のご理解とご協力の中で、何とか消滅可能性自治体は脱することができました。しかし、人口減少や少子高齢化は現在も続いておりますので、気を緩めることなく、引き続き、しっかりと対策を図って参ります。

少し明るい話題としましては、本定例会の一般会計補正予算でご説明申し上げますが、町税収入の予算現計が、太陽光施設の土地・償却資産の本算定により129,000千円ほどの増額により、過去最高額となる1,425,590千円となります。今後も引き続き、自主財源の確保に向けた取り組みを進めて参ります。

以上、現在の状況等も含めて、お話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、繰越明許費の繰越報告についてが1件、専決処分の報告及び承認を求めることについてが3件、条例の一部を改正する条例の制定についてが4件、令和6年度南関町一般会計補正予算についてのほか各特別会計の補正予算についてが3件、令和6年度南関町下水道事業補正予算についてが1件を提案しています。特に、一般会計補正予算の主な内訳としましては、税務住民課・賦課徴収費の「負担金、補助及び交付金の定額減税調整給付事業」94,452千円、福祉課・社会福祉総務費の「物価高騰対応重点支援給付金給付事業の非課税世帯・住民税均等割りのみ課税世帯への給付金」51,638千円、健康推進課・予防費の「新型コロナワクチン接種事業」14,616千円、教育課・社会体育施設等費の「総合運動公園整備事業」88,700千円などを追加するとともに、建設課・道路新設改良費・社会資本整備総合交付金事業費の「委託料」10,871千円、「工事請負費」127,435千円など計161,306千円が県の内示により減額したことなどにより、一般会計の総額を118,991千円増の6,566,727千円としているところであります。

ご審議のうえ、ご承認賜われますようお願い申し上げます定例会開会に当たってのご挨拶

とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（立山秀喜君） お諮りします。

日程第4、報告第1号から第40号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第1号から議案40号までの議案を一括上程することに決定しました。

議案は、お手元に配付してあります。議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。事務局長。

○事務局長（福山光明君） それでは、議案名を読み上げます。

日程第4 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について
(令和5年度南関町一般会計予算)

日程第5 議案第29号 専決処分報告及び承認を求めることについて
(南関町税条例の一部を改正する条例)

日程第6 議案第30号 専決処分報告及び承認を求めることについて
(南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第7 議案第31号 専決処分報告及び承認を求めることについて
(令和5年度南関町一般会計補正予算(第12号))

日程第8 議案第32号 南関町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第33号 南関町子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第34号 南関町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第35号 南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第36号 令和6年度南関町一般会計補正予算(第1号)について

日程第13 議案第37号 令和6年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第14 議案第38号 令和6年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第15 議案第39号 令和6年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第16 議案第40号 令和6年度南関町下水道事業補正予算(第1号)について
以上でございます。

○議長（立山秀喜君） 配付漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 皆さん、おはようございます。

「報告第1号、繰越明許費の繰越報告について」ご説明を申し上げます。令和5年度南関町一般会計歳出予算について、地方自治法第213条第1項の規定により、令和6年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告いたします。

次のページをお願いいたします。繰越計算書により事業名と繰越額についてご説明をいたします。2款総務費、1項総務管理費の基幹系システム標準化・共通化対応事業として256万8,000円を繰越しております。基幹系システム標準化・共通化対応業務委託料でございます。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳の住民記録システム改修事業として1089万7,000円、同項の戸籍情報システム改修事業として804万1,000円を繰越しております。どちらもシステム改修委託料でございます。3款民生費、1項社会福祉費の介護基盤整備事業として938万円を繰越しております。介護基盤整備事業補助金でございます。5款農林水産費、1項農業費の農業用燃油価格高騰対策事業として、300万円を繰越しております。農業用燃油価格高騰対策事業補助金でございます。6款商工費、1項商工費、LPガス価格高騰対策事業として、1,130万円、同項南の関うから館改修事業として、3億7,679万2,000円を繰越しております。LPガス価格高騰対策事業は、LPガス化躯体法等対策事業費補助金、南の関うから館改修事業は、改修に伴う消耗品、通信費、管理業務委託料、ブランディング業務委託料、工事費、備品購入等でございます。次のページをお願いいたします。7款土木費、2項道路橋梁費の道路新設改良区事業として1億6,782万2,000円を繰越しております。社会資本整備総合交付金事業及び地域振興対策事業の測量設計委託料、調査委託料、工事費でございます。10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の農地等災害復旧事業（令和5年災）でございます。そして、7,475万3,000円を繰越しております。農地農業用施設の災害復旧工事としまして、工事でございます。10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費の河川等災害復旧事業、令和2年災としまして1億1,917万7,000円及び令和5年災としまして、5,446万6,000円を繰越しております。河川等の災害復旧に伴う用地関係費、工事費でございます。以上で説明を終わります。

○議長（立山秀喜君） 税務住民課長。

○税務住民課長（武田博君） おはようございます。

「第29号議案、専決処分報告及び承認を求めることについて」ご説明申し上げます。本案件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。次のページをお願いします。南関町専決第4号、南関町税条例の一部を改正する条例の制定についてを、令和6年3月31日付で専決しております。今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年3月30日に公布され、原則、4月1日から施行されることに伴い、町税条例についても一部を改正し、同日から施行する必要がありましたので、地方自治法の規定により専決処分させていただいたところでございます。

それでは、次のページをお願いします。改正の概要及び改正条文についてご説明いたします。

改正の概要としましては、大きく4点ございます。1点目が、令和6年能登半島地震災害に係る個人住民税の特例措置です。1ページ目の附則第5条の2では、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除の特例措置として、住宅や家財等の資産について損失が生じた場合は、令和5年中に生じたものとして、令和6年度分の個人住民税において、その損失額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を加えるものです。2点目は、2ページ目の中段、第7条の5から個人住民税の定額減税の実施についてとなります。今回の定額減税については、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を実施するもので、7ページ目の第7条の8まで定めております。3点目は、8ページ目上から10行目になりますが、第3項として、新築認定長期優良住宅特例に係る申告の見直しについて定めています。本特例については、要件に該当すると認められる場合には、減税措置の適用を受けることができると規定しております。4点目が、同じく8ページ目の中段、附則第11条から、附則第13条までに、固定資産税の負担調整措置等の延長を規定しています。これは、土地の評価額等に対する課税標準額の割合である負担水準の均衡化を促進するため、現在実施している負担調整措置等を令和8年度まで継続するものです。また、最終ページの10ページ目には、附則といたしまして、本条例の施行期日を令和6年4月1日と規定しておりますが、令和6年、能登半島地震災害に係る特例措置については、公布の日としています。

以上で、南関町税条例の改正内容の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、「第30号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて」ご説明申し上げます。本案件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。次のページをお願いします。南関町専決第5号、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを、令和6年3月31日付で専決しております。今回の改正につきましては、地方税法施行令が改正され、4月1日からの施行に伴い、町国民健康保険税条例についても一部を改正し、同日から施行する必要がありましたので、地方自治法の規定により専決処分させていただいたものでございます。

それでは次のページをお願いします。改正条文及び改正の内容につきましてご説明いたします。まず、第2条第3項ただし書中、22万円を24万円に改めるという点は、国民健康保険税の算定基礎の一つである。後期高齢者支援金分の課税の限度額の引上げ規定となります。次の第23条では、国保税が減額となる軽減措置について定めています。第1項については、今申し上げた内容について、同項第2号は、5割軽減に該当する所得の判定額を29万円から29万5,000円へ改める規定、同項第3号では、2割軽減に該当する所得判定額を53万5,000円から54万5,000円とすることでございます。また、附則では、施行期日を令和6年4月1日としています。

以上で、南関町国民健康保険税条例の改正内容の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○建設課長（嶋永健一君） 「第31号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて」ご説明を申し上げます。令和5年度南関町一般会計補正予算（第12号）について、地方自治

法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。次のページをお願いします。南関町専決第3号、令和5年度南関町一般会計補正予算について、令和5年度南関町一般会計補正予算(第12号)を別紙のとおり調製することとする。令和6年3月31日付で専決をしております。

内容につきましては、令和5年度南関町一般会計補正予算(第12号)でご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,128万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億3,765万円とするものでございます。2ページをお開きください。2ページと3ページは歳入についての補正額の一覧でございます。2款地方譲与税は1項地方揮発油譲与税を13万9,000円減額して1,336万1,000円とし、2項自動車重量譲与税に327万9,000円を追加して、4,027万9,000円とし、4項森林環境譲与税を9,000円減額して732万2,000円とし、総額を6,096万2,000円とするものです。3款利子が、利子割交付金は1項利子割交付金を23万1,000円減額して16万9,000円としております。4款配当割交付金は1項配当割交付金に156万1,000円を追加して256万1,000円としております。5款株式等譲与所得割交付金は1項株式等譲渡所得割交付金は61万8,000円を追加して261万8,000円としております。6款法人事業税交付金は1項法人事業税交付金に896万7,000円を追加して1,896万7,000円としております。7款地方消費税交付金は1項地方消費税交付金に1,892万円を追加して、2億2,892万円としております。8款ゴルフ場利用税交付金は1項ゴルフ場税利用税交付金に192万9,000円を追加して892万9,000円としております。9款環境性能割交付金は1項環境性能割交付金に180万6,000円を追加して、580万6,000円としております。10款地方特別交付金は2項、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に18万7,000円を追加して、総額を649万9,000円としております。11款地方交付税は1項地方交付税に2,623万5,000円を追加して、22億7,542万円としております。12款交通安全対策特別交付金は1項交通安全対策特別交付金を27万9,000円減額して74万7,000円としております。13款分担金及び負担金は1項分担金を86万6,000円減額して、57万8,000円とし、総額を2,929万3,000円としております。15款国庫支出金は2項国庫補助金を2,431万9,000円減額して、7億1,225万1,000円とし、総額を13億3,336万1,000円としております。16款県支出金は2項県補助金に1,105万9,000円を追加して2億8,612万1,000円とし、総額を6億371万9,000円としております。18款寄附金は1項寄附金に266万4,000円を追加して1億5,216万4,000円としております。19款繰入金は1項基金繰入金を404万5,000円減額して9,337万5,000円としております。22款町債は1項町債を3,630万円減額して6億809万円としております。23款旧自動車取得税交付金は1項旧自動車取得税交付金に24万3,000円を追加して34万8,000円としております。補正前の歳入合計、71億2,637万円に1,128万円を追加して、歳入合計を71億3,765万円としております。

4ページは歳出についての補正の額の一覧でございます。2款総務費は1項総務管理費3,025万6,000円を追加し、8億6,226万4,000円とし、総額を10億3,437

万3,000円としております。3款民生費は1項社会福祉費を456万5,000円減額し、15億4,431万4,000円とし、2項児童福祉費は財源の組替えを行い、総額を20億5,423万7,000円としております。4款衛生費は1項保健衛生費の財源の組替えでございます。5款農林水産費は1項農林、農業の財源の組替えでございます。6款商工費は1項商工の財源組替えでございます。7款土木費は2項道路橋梁費を1,442万8,000円減額し、3億8,603万1,000円とし、3項河川及び4項住宅費の財源の組替えを行い総額を6億6,862万4,000円としております。8款消防費は1項消防費の財源の組替えでございます。10款災害復旧費は1項農林水産施設災害復旧費及び2項、公共土木債、施設災害復旧費の財源の組替えでございます。11款公債費は1項公債費の財源の組替えでございます。12款予備費は1項予備費に1万7,000円を追加して1,744万円としております。補正前の歳出合計71億2,637万円に1,128万円を追加して、歳出合計を71億3,765万円としております。

次の5ページは繰越明許費の補正でございます。2款総務費、1項総務管理費の基幹系システム標準化・共通化対応事業を256万8,000円追加しております。7款土木費、2項道路橋梁費の道路新設改良事業は、9,998万8,000円減額して1億6,782万2,000円としております。10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の農地等災害復旧事業(令和5年災)を222万4,000円を減額し、7,475万3,000円とし、2項公共土木施設災害復旧費の河川等災害復旧事業(令和2年災)を1,980万6,000円減額し、1億1,917万7,000円とし、令和5年災を1,154万円減額し、5,446万6,000円としております。6ページをお開きください。地方債の補正でございます。限度額をほ場整備事業につきましては4,180万円とし、道路橋梁整備事業につきましては9,520万円とし、自然災害防止対策事業につきましては1,750万円とし、消防防災施設整備事業費につきましては4,010万円とし、災害復旧事業につきましては6,320万円とし、南の関うから館改修事業につきましては、2億2,690万円としております。7ページから8ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。

9ページをお願いします。9ページから13ページまでは歳入についての説明でございます。額の確定によるものでございます。14ページをお開きください。14ページから歳出2節の説明でございます。ほとんどが歳入額の確定による歳出の調整または財源の組替えによるものでございます。主なものについてご説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、6目財政調整基金の24節積立金で4,600万円を追加しております。こちらは地方消費税交付金等の歳入は当初見込みに対し、上振れしたものによるものでございます。12目電子計算費の12節委託料で、基幹系システム標準化・共通化対応委託料256万8,000円を追加しております。こちらは国の100%事業で、令和6年度で交付決定予定であったものが前倒しで令和5年度になったため追加補正するものでございます。15ページの上段の18目ふるさと寄附金の24節積立金でふるさと南関応援寄附金基金積立金を2,011万円減額しております。旧石井邸整備事業、町長にお任せ事業については積立てを行い、その他の子育て支援事業や移住、定住促進事業等についてはそれぞれの事業の財源を振り上げております。16ページ中の中段です。7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費の12節委託料を849万3,000円減額し、14節工事請負費は、593万5,000円減額しております。これは、事

業費の確定による減額でございます。

以上で報告を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、「32号議案、南関町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由及び議案のご説明をいたします。提案理由は、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴いまして、当該条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。改正条文でございます。南関町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。南関町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第26号）の一部を改正する条例を次のように改正する。

まず、題名を、「南関町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」と改めます。第1条中「第9条第2項」及び「第19条第11号」の次に「の規定」を加える。第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げるものとします。

(5) 特定個人番号利用事務、(6) 利用特定個人情報のこの二つを新たに加えるものです。第4条第1項中の「町長」の次に「又は教育委員会」を加え、「法別表第2第2欄の掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3号中「法別表第2第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に「同表第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中の「当該特定情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「規則」を「規則その他の規程」に改めます。なお、第4条から第6中の言葉と言葉に入れる「の」などの助詞について、加筆修正をあわせて行っています。次のページで、別表第2、4 町長の項目で「介護保険法」の次に「(平成9年法律第123号)」を加え「、要支援認定」を「又は要支援認定」に改めるものとします。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で提案理由及び議案の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君） おはようございます。「第33号議案、南関町子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び内容をご説明申し上げます。提案理由は、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に基づき、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。南関町子ども子育て審議会条例の一部を改正する条例。南関町子ども子育て審議会条例の一部を次のように改正する。第2条中「第77条」を、「第72条」に改めるものです。附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用すると定めるものでございます。

続きまして、「第34号議案、南関町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び内容をご説明申し上げます。提案理由は、熊本県健康福祉補助金等交付要綱第15条の規定に基づく、要領改正により、条例の一部を改正する必要が

あるためでございます。

次のページをお開きください。南関町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。南関町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。第3条第1項中「の各号」を削り、同項第1号ア中「2,040円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,020円とする。」を「1,000円に」改めるものです。内容としまして、一月当たりの自己負担額を、入院の場合において、「2,040円」を「2,000円」に、外来の場合において「1,020円」を「1,000円」に改正するものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の南関町重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用すると定めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君） おはようございます。まず、「第35号議案、南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び議案のご説明をいたします。提案理由につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）の公布に伴い、関係条例を改正する必要があるためでございます。今回の条例の改正につきましては、四つの条例を行うこととなります。

一つ目が、南関町指定地域密着型サービスのサービスの事業の人員、設備及び運営基準、運営の基準に関する条例です。二つ目が、南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例です。三つ目が、南関町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例です。四つ目が、南関町指定居宅介護等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例です。今申し上げた四つの条例が改正する内容と関連しているため、一括改正することになります。次のページからは、改め文となっております。改め文の第1条から第4条の全てに共通するものとして、管理者の責務及び兼務範囲の明確化、書面掲示規制の見直し、介護療養型医療施設の令和6年3月末廃止に伴う廃止、身体的個拘束等の適正化及び利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置、協力機関との連携体制の構築に関するもの、デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しでございます。附則でこの条例は公布の日から施行し、4月1日から適用することとしております。

以上で、南関町指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由及び議案の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 「第36号議案、令和6年度南関町一般会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,899万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億6,672万7,000円とするものでございます。2ページをお開きください。歳入でございます。1款町税は2項固定資産税に1億2,900万4,000円を追加して、9億4,161万1,000円とし、予算総額を14億2,559万円とするものでございます。15

款国庫支出金は2項国庫補助金に8,620万円を追加して3億7,242万6,000円とし、予算総額を8億4,200万7,000円とするものでございます。16款県支出金は2項県補助金に、22万8,000円追加して1億6,768万4,000円にし、予算総額を4億7,189万2,000円とするものでございます。19款繰入金は1項基金繰入金を1億2,781万5,000円減額して2億2,937万5,000円とし、2項特別会計繰入金を27万9,000円減額して30万3,000円とし、予算総額を2億2,967万8,000円とするものでございます。21款諸収入は3項受託事業収入を93万円減額して、1,946万2,000円とし、第4項雑入に1,648万3,000円追加して2,655万1,000円とし、予算総額を4,622万2,000円とするものでございます。22款町債は1項町債に1,610万円追加して、7億10万円とするものでございます。歳入合計は補正前の64億4,773万6,000円に補正額1億1,899万1,000円を追加して、65億6,672万7,000円とするものでございます。3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款議会費は1項議会費に16万7,000円追加して、8,650万3,000円とするものでございます。2款総務費は1項総務管理費に2,508万7,000円を追加して7億5,289万円とし、2項徴税費に9,588万7,000円追加して1億8,424万9,000円とし、3項戸籍住民基本台帳費393万3,000円追加して、4,544万6,000円とし、4項選挙費に6万円を追加して、806万1,000円とし、5項統計調査費を15万5,000円減額して、734万9,000円とし、予算総額を9億9,940万1,000円とするものでございます。3款民生費は1項社会福祉費を6,203万1,000円追加して、14億2,766万7,000円とし、2項児童福祉費に117万8,000円追加して、5億9,589万4,000円とし、予算総額を20億2,356万1,000円とするものでございます。4款衛生費は1項保健衛生費1億51万2,000円を追加して1億7,237万6,000円とし、予算総額を43万7,057万円とするものでございます。5款農林水産費は1項農業費を250万8,000円減額して2億8,936万円とし、予算総額を3億1,434万2,000円とするものでございます。6款商工費は1項商工費に63万1,000円追加して4億4,521万円とするものでございます。7款土木費は1項土木費を539万1,000円減額して7,840万5,000円とし、2項道路橋梁費を1億6,130万6,000円減額して、2億6,651万8,000円とし、5項下水道費を3万2,000円減額して8,063万4,000円とし、6項浄化槽整備推進事業費を298万5,000円減額して4,837万7,000円とし、予算総額を5億7,606万7,000円とするものでございます。9款教育費は1項教育総務費を395万4,000円減額して、8,137万7,000円とし、2項小学校費に609万7,000円を追加して1億5,267万5,000円とし、3項中学校費に221万円追加して、5,349万2,000円とし、4項社会教育費を912万4,000円減額して、9,838万8,000円とし、5項保健体育費に9,272万3,000円追加して2億591万4,000円とし、予算総額を5億9,184万6,000円とするものでございます。10款災害復旧費は2項公共土木災害復旧費に316万8,000円追加して、317万円とし、予算総額を317万2,000円とするものでございます。11款公債費、1項公債費は財源の組替えでございます。12款予備費は1項予備費を23万8,000円減額して1,314万3,000円とするものでございます。歳

出合計は補正前の64億4,773万6,000円に補正額1億1,899万1,000円を追加し、65億6,672万7,000円とするものでございます。5ページは、第2表債務負担行為補正表の追加でございます。追加としまして住基ネット機器賃貸料の令和7年度から令和11年度までの限度額を8409万3,000円とするものでございます。6ページは第3章は地方債の補正でございます。追加分は総合運動公園事業で、限度額を6,930万円とするものでございます。変更分は補正後の限度額を申し上げます。道路橋梁整備事業費の限度額を4,250万円とするものでございます。7ページと8ページは歳入歳出補正予算事項明細書の総括表でございます。

9ページをお願いいたします。歳入の内訳でございます。主なものについてご説明いたします。まず上段の1款町税、2項1目固定資産税、1節現年課税分2年として、234万4,000円を追加し、230万9,000円を追加し、家屋として645万7,000円減額し、償却資産として、1億3,311万2,000円追加するものでございます。15款国庫支出金2項国庫補助金、1目1節総務費国庫補助金に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金としまして、1億4,609万円を追加するものです。四つ目、土木費国庫補助金、1節道路橋梁費国庫補助金を社会資本総合整備交付金としまして、7,950万6,000円減額するものです。6目教育費国庫補助金、5節保健体育費国庫補助金に社会資本整備交付金として1,933万円を追加するものです。10ページになります。19款繰入金、1項基金繰入金は1目1節財政調整基金繰入金を1億円、9目1節地域振興対策基金繰入金を2,781万5,000円減額するものです。11ページになります。21款諸収入4項2目4節雑入にコミュニティ助成事業金190万円、補助金返還金13万5,000円、新型コロナワクチン接種助成金913万円、それから県派遣職員負担金531万8,000円を追加するものです。

続きまして12ページになります。歳出の内訳でございます。それぞれ2節給料、3節職員給料等、4節共済費の件費関係に、主に4月の人事異動または会計年度職員勤勉手当等支給開始に伴うものでございます。それ以外の主なものについてご説明いたします。12ページの下段をお願いします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節負担金、補助及び交付金に県派遣職員費等負担金としまして624万5,000円を追加するものです。次は13ページ上段になります。7目企画費、18節負担金、補助及び交付金にコミュニティ助成補助金として、190万円を追加するものです。続きまして14ページ上段になります。2項徴税費、2目賦課徴収費、18節負担金・補助及び交付金、定額減税調整金としまして9,153万円を追加し、22節償還金、利子及び割引料、過誤納金還付金としまして200万円を追加するものです。下段になります。3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料に住基ネット機器更新委託料として278万3,000円を追加し、13節使用料及び賃借料に住基ネット機器賃借料として、44万7,000円を追加するものです。16ページの上段をお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金重点支援給付金としまして、4,935万円を追加するものです。続きまして17ページの下段になります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予備費、12節委託料に新型コロナワクチン接種分の予防接種委託料としまして1,320万円を追加し、19節扶助費に予防接種負担金扶助費としまして132万円を追加するものです。19ページ下段をお願いします。7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費は、商工社交金の内示により、12節委託料の測量

設計委託料880万円。調査委託料を207万は7万1,000円、14節工事請負費の改良舗装工事費を1億2,743万5,000円、16節公有資産財購入費の用地費を400万円、21節補償補填及び賠償金の建物流木補償費を1,900万円を減額するものです。22ページの中段をお願いします。9款教育費5項保健体育費、2目学校給食センター費、17節備品購入費に冷蔵庫の不具合による更新としまして119万9,000円を追加するものです。9目社会体育施設等費、総合運動公園事業としまして12節委託料に測量設計委託料650万円、14節工事請負費に施設整備工事7,900万円。それから次のページになりますが21節、補償、補填及び賠償金、建物流木補償費等に320万円を追加するものです。10款災害復旧費に公共土木災害復旧費、1目河川等災害復旧費、12節委託料に町道立山線地滑り災害に伴う調査委託料としまして316万8,000円を追加するものです。

以上で御説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） ここで説明の途中ですが、10分間の休憩をとります。

—————○—————
休憩 午前11時06分
再開 午後11時16分
—————○—————

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でありましたのでこれを続行します。福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君） 「第37号議案、令和6年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ262万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,916万2,000円とするものでございます。2ページをお願いいたします。歳入についての補正額一覧でございます。5款県支出金は、1項県負担金・補助金に73万2,000円を追加し、10億5,233万4,000円とするものでございます。9款諸収入は、3項雑入に189万6,000円を追加し、444万2,000円とし、総額を474万4,000円とするものでございます。歳入合計は補正前の13億4,653万4,000円に、補正額262万8,000円を追加し、13億4,916万2,000円とするものでございます。3ページをお願いいたします。歳出についての総額、補正額一覧でございます。5款2項保険事業費に73万2,000円を追加し、1,307万円とし、総額2,237万円とするものでございます。10款1項予備費に189万6,000円を追加し、2,809万4,000円とするものでございます。歳出合計は補正前の13億4,653万4,000円に、補正額262万8,000円を追加し、13億4,916万2,000円とするものでございます。4ページ、5ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。5款県支出金、1項1目保険給付費交付金、2節特別交付金に73万2,000円を追加するもので、保険者努力支援分でございます。歳出の保健事業費の会計年度任用職員3名分の勤勉手当に当たります。9款諸収入、3項雑入、5目一般被保険者診療報酬等返納金に139万6,000円を追加するもので、概算請求額と確定額の差額による国保連合会からの返納分であります。8目過年度収入に50万円を追加するもので、出産育児一時金返納分であります。これは、社会保険加入のため、既

に支払い済みであります出産育児一時金を、社会保険より返納していただくものでございます。7ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。5款2項保健事業費、1目保健衛生普及費、3節職員手当等73万2,000円の追加は、会計年度任用職員の勤勉手当分でございます。10款1項1目予備費に189万6,000円を、増額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 健康推進課長。

○健康推進課長（猿渡隆史君） 「第38号議案、令和6年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ278万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,075万円とするものでございます。2ページをお願いいたします。歳入についての補正額一覧でございます。3款国庫支出金は2項国庫補助金に72万8,000円を追加し、総額3億8,486万2,000円とするものでございます。4款支払基金交付金は1項支払基金交付金に11万円を追加し、総額3億6,647万4,000円とするものでございます。5款県支出金は、3項県補助金に36万4,000円を追加し、総額1億9,654万1,000円とするものでございます。7款繰入金は1項一般会計繰入金に156万7,000円を追加し、総額2億2,086万2,000円とするものでございます。9款諸収入は、3項雑入に、1万6,000円を追加し、443万4,000円とするものでございます。歳入合計は補正前の14億596万5,000円に、補正額278万5,000円を追加し、14億875万円とするものでございます。3ページをお願いします。歳出についての補正額一覧でございます。1款総務費は、3項介護認定審査会費に120万2,000円を追加し、総額2,310万8,000円とするものでございます。4款地域支援事業費は1項介護予防生活支援サービス事業費に40万8,000円を追加し、2,611万5,000円とし、3項包括的支援事業任意事業費に40万2,000円を追加し、1,217万3,000円とし、4項居宅介護支援事業費に123万2,000円を追加し、1,188万円、総額を7,149万6,000円とするものでございます。8款予備費は1項予備費を45万9,000円減額し、411万1,000円とするものでございます。歳出合計は補正前の14億596万5,000円に補正額278万5,000円を増額し、14億875万円とするものでございます。4ページと5ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。

次に、6ページ、7ページが、歳入の内容説明でございます。6ページをお願いいたします。3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1節地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）に10万2,000円を追加するものです。6目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1節地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業に62万6,000円を追加するものです。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分に11万円を追加するものです。5款県支出金、3項県補助金、2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、1節地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業に5万1,000円を追加するものです。3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1節地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）に、31万3,000円を追加するものです。7ページ

をお願いいたします。7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1節、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）に5万1,000円を追加するものです。3目地域支援事業交付金、包括的支援事業任意事業、1節、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）に、31万4,000円を追加するものです。5目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金に120万2,000円を追加するものです。9款諸収入、3項雑入、1目雑入、1節雑入に1万6,000円を追加するものです。

続きまして、8ページ、9ページが歳出の内容説明でございます。8ページをお願いいたします。1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定調査等費、3節職員手当等に103万5,000円を追加し、4節共済費に16万7,000円を追加するものです。4款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、3目介護予防ケアマネジメント事業費、3節職員手当等に35万1,000円を追加し、4節共済費に5万7,000円を追加するものです。3項包括的支援事業・任意事業費、7目認知症総合支援事業費、3節職員手当等に34万6,000円を追加し、4節共済費に5万6,000円を追加するものです。9ページをお願いいたします。4款地域支援事業費、4項居宅介護支援事業費、1目居宅介護支援事業費、3節職員手当等に106万1,000円を追加し、4節共済費に17万1,000円を追加するものです。8款予備費、1項予備費、1目予備費から、45万9,000円を減額するものです。歳入歳出ともに、会計年度任用職員の勤勉手当手当の支給に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） 「第39号議案、令和6年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明いたします。1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、当初予算からの増減はございません。2ページをお願いいたします。歳出につきましては、1款事業費、1項宅地分譲事業費、当初予算額1,717万4,000円からの補正増減はございません。3ページは歳出予算事項別明細書でございます。4ページをお願いいたします。歳出の内容としまして、1款1項1目の宅地分譲事業費、12節委託料27万9,000円の増額は、復元測量調査業務委託料分を計上しております。それに伴い27節の繰出金を、27万9,000円減額することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（田口明君） おはようございます。「第40号議案、令和6年度南関町下水道事業補正予算（第1号）について」ご説明いたします。南関町下水道事業予算（第3条）に定めた予定額を補正するものでございます。1ページをお願いいたします。収入について、補正額一覧でございます。1款下水道事業収益は、2項営業外収益を3万2,000円減額し、1億71億1,744万7,000円とし、総額を1億5,440万3,000円とするものでございます。2款浄化槽事業収益は、2項営業外収益を298万5,000円減額し、7,674万円とし、総額を1億1,418万6,000円とするものでございます。2ページをお願いいたします。支出でございます。1款下水道事業費は1項営業費用を3万2,000円減額し、1億4,622万1,000円とし、総額を1億5,440万3,000円とするものでございます。2款浄化槽事業費用は1項営業費用を298万5,000円減額し、1億2,585万6,

000円とし、総額を1億2,872万4,000円とするものでございます。今回の補正は、定期異動に係る職員給与費の補正が主なものでございます。3ページ以降は、実施計画の収益的収入及び支出の内訳等の資料でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） 日程第17、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。3番議員の質問を許します。

3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 皆様、おはようございます。3番議員、矢野でございます。私は一括で行います。早速、一般質問をいたします。加工品開発センターの活用と、六次産業化の推進は、産業推進や地域経済の発展を促進するための重要な取組でございます。

まず1点目。質問事項、六次産業の推進と課題についてでございます。六次産業と推進に向けて具体的な共同プロジェクトや意見交換の場はどのように整備されているか。また、地域の声を反映した施策、策定や改善策の検討が行われているか尋ねます。

続きまして2点目、質問事項、南関町加工品開発センターの現状と課題についてでございます。南関町加工品開発センターの利用について、どう農産物の利用があるのか。また、新しい地域商品の特産物を使った取り組みについて、尋ねる。

なお、この後の質問は議席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） 3番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 3番矢野修一議員の「六次産業の推進と課題について」「六次産業の推進に向けて具体的な協同プロジェクトや意見交換の場はどのように整備されているか。また、地域の声を反映した施策、策定や改善策の検討が行われているか尋ねる。」にお答えいたします。

まず、六次産業化とは、農林漁業者がこれらの地域資源を有効に活用し、加工、流通・販売に組み込み経営を多角化することをいいますが、農家が生産された農作物の付加価値を高め、所得向上を目指す取り組みであります。本町でも農林業を中心に商工業と連携し、加工品開発センターを利用した六次産業化などによる地場産業の活性化を推進し、町で産出される様々な農産物、特用林産物を活用し、新しい加工品の開発を行い、第一次産業の活性化及び農業所得の向上、就業機会の確保など、産業の発展を図ることを目的に、平成30年に開館した「南関町加工品開発センター」においては、一般の方や各種団体の皆様に有効活用いただき、様々な商品やふるさと納税の返礼品等の開発に幅広く活用いただいているところです。また、昨年まではコロナ禍の中、実施できていなかった、ふるさと応援団通常総会が今年度開催され、ふるさと納税返礼品参加事業者等との意見交換の場を設ける計画をされております。今後も、地場産品の振興を図るため、生産性の向上及び地域の特性を活かした加工品等の開発、広報誌等による六次産業化の推進に向けた啓発、専門アドバイザー等活用支援事業への取り組みを検討し、関係機関と連携した継続的な事業展開を図って参ります。

次に、「南関町加工品開発センターの現状と今後について」「南関町加工品開発センターの利用について、どう農産物の利用があるのか。また、新しい地域商品の特産物を使った取り組みについて尋ねる。」にお答えいたします。加工品開発センターは、開館当初より指定管理者として運営いただいている南関ふるさと応援団により、一般の施設利用者への機械操作指導及びサポート、農林産物の一次加工技術向上のための開発・品質向上研究など六次産業化への協力・

情報共有のサポート等を実施いただきながら、町の地場産品の持つ価値への再認識・創造に寄与いただいております。年間延べ利用者数は令和3年度1,096人、令和4年度1,091人、令和5年度1,014人、商品化数は令和3年度5品目、令和4年度4品目、令和5年度4品目の実績となっています。設置された機械のなかで生産者の方々から利用申し込みが多かったのが真空包装機と栗むき機です。栗むき機は、昔ながらの手作業での栗むきは大変であることから、綺麗に剥かれた栗の商品価値はとて高く人気の商品です。現在、町の農林産物を利用したたけのこの水煮、冷凍むき栗が人気商品であり、今年度は、らっきょう漬け、栗の甘露煮、柿の加工など新たな加工品開発に取り組むこととされています。町としましても第一次産業の活性化に向け、引き続き加工技術等の指導や農業者とタイアップした加工品開発等を支援していきたいと考えております。

以上お答えしまして、この後のご質問については、自席からお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、担当課長がお答えします。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 質問いたします。六次産業の推進に向けまして、農畜産業におけるICT技術の導入や、普及を促進するための具体的な施策は何と何ですか、ということでお尋ねいたします。また、そのための予算や支援体制は整っているのか、お尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） はい、こんにちは。先ほどの質問に対しましてお答えします。ICTの活用は、高齢化や後継者不足など、様々な課題、解決に貢献するもので、ICTやロボット技術を活用し省力化商品生産を実現する新たな農業を、スマート農業と位置づけています。導入する上での障壁として、高齢化している農業従事者のICTに対する苦手意識、理解不足やイニシャルコストの問題等が、課題などとして挙げられます。本町においても高齢化が進み、スマート農業の特化した導入支援や取組、施策は実施しておりませんが、今後は農作業の効率化を踏まえ、取り組んでいくことが必要であると考えられます。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） はい、わかりました。それでは一つ、農産物の加工価値の向上を図り、新たな使用や需要を開拓するためには、どのような支援や政策が必要と考えていらっしゃるでしょうか、ということです。補助金や助成金、技術支援、マーケティング支援などの施策が必要だと思うんですが、どのように思われているか、お尋ね申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） はい。生産物のデジタルマーケティング等についてのお答えをしたいと思います。生産物の販売先の選定、直売やJA共販、生産物の経営判断で行われております。その選択肢として、近年ではオンラインストア、通販サイト、ネットブック等の通じたデジタルマーケティングを実施しているケースがあります。品目によっては、南関ふるさと応援寄附金の掲載されているものがあり、これもデジタルマーケティングに通じる営業活動と言えると思います。販売先の確保については、JA等の既存販路における市場交渉等も影響する可能性があります。作物ごとの産地等の取組といたしましては、各部会が方針等を立てるものと考えております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） はい、分かりました。次に入りますね。地域資源の活用や観光客の誘致に向けた戦略等は、あるのか。六次産業の専門家を一定期間でも入れて商品開発を後押しぐらいやっていただきたいということで、先ほど町長からの説明の中で、アドバイザーということで言われましたが、お尋ね申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 専門的な知識を持った人材を登用することによりまして、販路の拡大を図っていく必要があると考えております。専門家の雇用については現在、検討が必要だと思っておりますが、財団法人熊本サポートセンターが相談窓口となりまして、改善意欲の高い事業者に対し、専門家を派遣し、経営改善に向けた計画の策定及びその実行に対して、支援が行われております。また県より六次産業推進セミナーの開催が行われているところですので、積極的にそういった制度を活用していただきたいと考えております。以上です。

○議長（立山秀喜君） はい、3番議員。

○3番議員（矢野修一君） ただいまの質問はそういうことでやっていくということで、よろしいですか。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） はい、努力してまいります。

○3番議員（矢野修一君） よろしく申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） それではまた次の質問に入りますね。六次産業の推進に向けて、いろいろな各団体との連携が一番重要だと思っております。そのための具体的な共同プロジェクトや、意見交換の場あたりはどのように整備されているか、お尋ね申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 現在は団体 J A 玉名地域振興局商工会との単体のつながりはありますが、団体としての意見交換は現在行っておりません。以上です。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） やっぱりどうしても、独自でやるというよりも、生産者が一番ではございますが、いろいろな関係団体、特に J A とか専門知識は持っていますので、あとは地域振興局あたりとも連携しながら、そういう意見交換の場をつくっていただければと思っておりますが、それでいろいろな商品開発にもつながっていくかと思っておりますので、その点、いかがでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） はい。今後はそういった団体との会議の場を進めていきたいと考えております。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） はい。それ、よろしくお願い申し上げます。

次、いろいろな地域の声を反映した施策、策定や改善策の検討とかは、行われているのか。お答え願います。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 地域の声につきまして今度ふるさと応援団等、タイアップしながら進めてまいりますし、広報活動で幅広くお知らせをいたしながら、活用するような場を設けた

いと思います。

○3番議員（矢野修一君） はい、分かりました。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） じゃ、次行きます。六次産業ですね。何かまだ推進が、進まないような感じがするんですよ。継続する意欲はとても必要という前提があると思いますが、いろいろ補助金の情報等があるわけですよ。その情報が少ないということで、あとは手続などが煩雑と思われる。特に、家族経営生産者にとっては、経営計画を立てるためには、新たに考える必要があるということで、どう対策をとっていか尋ねます。また、申請書の簡素化あたりも求められていますので、その点を町の考えをお聞かせ願います。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 先ほどの町長答弁でもありましたとおり、六次産業の推進の上で、設備導入の費用がかかります。それ以上、生産者の方々の継続する意欲が必要じゃないかと思われれます。意欲のある生産者がおられましたら、振興局、保健所等の関係機関にも協力を頂きながら、町も支援していきたいと考えております。また加工センターにも大いに利用していただきたいと考えております。六次産業化を支援する事業につきましては、県単独事業の補助がありまして、本事業については、各生産者に直接申請となりますが、事業内容については今後、ホームページや広報等を通じ広く周知してまいりますし、申請の手続についても、お手伝いできればと考えております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） はい、分かりました。それでは、次地域の農産物や特産品に関するブランド化や、地域固有の商品開発が進んでいるのか、教えてください。特に、地域固有の特性や歴史を生かした商品開発が求められていると思っております。これはもう全国的にやっている六次産業でございます。農産物の活用、第一次産業が活性化する事につながってまいりますので、その点、お伺いいたします。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 町の特産品物を利用した新たな加工ということなのですが、今年度は、らっきょう漬け、栗の甘露煮に柿チップなどを新たに加工品として取り組むこととされておりまして。それから町に合う作物という流れになりますが、南関町でいろいろな作物がいろいろ素材がありますので、これといった作物の集団化はできておりませんが、産地化するためには集団化が必要であると考えておりますし、現状といたしましては、イチゴ、キュウリ、ナス、トマト、米、柑橘類、栗などが産物として挙げられるかなと思っております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 町の特産品に関しての質問で、新しい商品ということで、らっきょう漬けと、栗の甘露煮があるということで、よろしいですか。分かりました。まだまだ何かあればあるような感じもしますけどね。そういう点では、もう少しちょっと力を入れて、やっていただければと思っておりますが、その点どうでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） はい、今後はふるさと応援団、またそれから六次産業に詳しい専門家の方とタイアップしながら、またいろんな団体を構築できたら、そこら辺で協議の場を設け

ていければと考えております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 六次産業化は、農畜産物の加工販売、観光産業の発展、地域資源の活用などによって、地域経済の活性化や、地域の持続可能な発展を促進していきます、重要な産業だと思っております。さらなる取組をお願い申し上げます。

次の質問に参ります。次は、南関町加工品開発センターの現状と課題についてと、今後についてでございます。まず、どうもセンター自体の収支が取れていないように思います。また機器によっては、操作がちょっと難しく、習得には困難な機器があるということで、指導者側に技術の形成や時間が必要と思われま。機械とニーズのマッチングのすり合わせが必要と思えますが、町はどう考えているのか、お聞かせ願います。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 議員がおっしゃるとおりに周知不足な部分があるかとは思いますが。今後は、これまで以上にふるさと応援団との連携を密にし、周知に努めたいと考えております。また機器によっては操作が難しく、習得が困難な機器もあるということで、加工センターの職員で操作を行う必要もありますし、職員が対応できていないというときもありました。このような状態である中で、ふるさと応援団と協議を行いながら進めていきたいと思えます。また個々のニーズに対応する機械導入は、ちょっとすぐは困難でありますし、町としては、どのような特産品が可能か、協議する団体を作るのが重要ではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） ですね。一つは先ほど、センターの周知を図っていくと言われましたが、具体的にはどのような周知をされていけますか。お尋ね申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） まず広報紙、それからホームページ等で、幅広く集中できたらと思っております。

○議長（立山秀喜君） 質問の途中ですけど、昼食のため1時まで休憩をします。

○

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

○

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でありましたのでこれを続行します。3番議員。

○3番議員（矢野修一君） それでは、昼食の時間がございましたので、ちょっと前のほうに入るかもしれませんが、南関町の加工品開発センターの現状とか、今後についてということで、午後からの質問に移りたいと思えます。これは言ったかどうか分かりませんが、センターの周知が足りてないということで、機器によっては操作が難しい、習得が困難な機器もあるということでございます。人のニーズのマッチングのすり合わせが必要と思えますが、お考えをお聞かせしますということで、確かお答えされましたので、技術の導入や環境に配慮した製造プロセスの推進など、センターが地域経済の持続可能な発展にどのように貢献しているのかは、情

報が不足していると思っております。南関町の農家の方々を中心に多くの皆様に利用してこそ、本来の目的ではないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 今までの体験会等は、定期的に以前は行われていたということで認識しております。3年目からコロナ禍となりましたので、体験会等は控えております。ただ、昨年コロナが5類に移行しましたので、今後はホームページや広報等を通じ、広く周知するとともに、ふるさと応援団と協議しながら利活用しやすい体制を整えたいと考えています。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 次の質問に入ります。加工品開発センターの中に、いろいろ加工室がございます。その設備の中で、区分ごとの利用者数をお尋ねします。年度ごとの利用者数も合わせて、お尋ねを申し上げます。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 加工センターの各研修室には、加工室A、加工室B、加工室C、加工室Dで加工室E、それから研修の研究室というという6部屋がございます。その中で令和5年度につきましては、町民の方の利用分につきましては加工室A B Cともに今ゼロです。加工室Dが3人、加工室Eが27名、研究室が16名という数字になっております。また、ふるさと応援団につきましては何人、というかお答えはちょっとできません。回数で集計ができております。応援団分につきましては加工室Aが2回、加工室Bが102回、加工室Cが220回、加工室Dが135回、加工室Eが51回、総計の510回ということで、令和5年度がなされております。あと皮むき機につきましては25件、乾燥機につきましては3件、真空包装機が2件の実績となっております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 今の利用者数というのはこれは、1か月じゃなかでしょう。1年ですか。少ないですね、あまりにも。私はそう思いますが。私独自にちょっと調べましたところ、月2件とか3件、月ごとですね。一番多いときで10月の15件ですかね、これは皮むき機器ですかね。皮むきが月15件ですよ。それぐらいですね。あとは、シイタケの乾燥あたり、あとはタケノコの真空パックあたりが占めてはいますけど、その中で、重複しているお名前の方が結構いらっしゃいます。だから今のは、これだけ件数はありますが、1件の方で、1件中が1人の方で、この件数に反映されているということで、あまりにも少な過ぎますもんね。加工室Cが、オーブンとかコンロになってますでしょ。加工室Dが冷凍機等、Eが栗むき器、あと研修室ですね、会議室ということで、この研修室も1人の方ですもんね、利用されているのは。あともう冷凍機も、確か1人か2人じゃなかですかね。ただ、栗向き機器だけは、結構評判がよく来られているような、利用されていることとなっているようでございます。ということで、これぐらいの使用を、どうかと私は思います。500件ということでありまして、年間ですよ、年間500件。もう本当1日に2件。これ、もう約0件というのが結構多いです。だから、それだけ量が少ないということですので、この年間、あまりにも少ないので、ここはどうかやっつけていかないとですね。もうこれ何億もかけて施設をつくったわけですので、それも町長。これが実態ですよ。少な過ぎます。本当に。だから、どうかやっつけていかなきゃいけないと思いますよ。もったいないです。あと、もうそれですと、町の年間ふるさと応援寄附

金に対する、南関町加工品開発センターの割合は、どれくらいあるのかなあと考えてですね。

1億ちょっとあるでしょう、寄附金は。その中で、加工品開発センターの割合ですよ。そこから出せる割合、あると思いますよ。お答え願えますか。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） すみません、今のご質問に関しましてはちょっと今、お答えを持ちませんので、すみません、分かりません。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 開発センターはできてからもう7年経ちます。ちょっと調べとってください。そこんところは、だんだん伸びていってるならよかばってんですね、伸ばしていかないかんですよ。開発センターがあるわけですので、返戻金もあれば、それだけ税収も上がっていきますので、これに頼らず、有効にセンターを使って頂ければと思っております。

次にまいります。これは加工品開発センターは地方創生交付金を使い、運営を開始いたしました7年ほど経つわけでございます。ふるさと応援団が、やってるということでですね。加工品センターの認知向上、また利用機会の提案ですね。それで利用が少ないと、そういう提案をちょっと少な過ぎるもんだけんですね、そこはちょっと今のところできてないと思っていますので、今後どうすべきか。それと、町の農産物を活用した新たな加工品開発は、されてると思いますけど、何品目ほどあるのか。7年経っていますので、どういうのがあるのか、お尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 先ほどの質問で回答いたしました、運営から7年経ってからの広報周知等につきましては、今後はホームページや広報等を通じ、応援団と協力しながら広報活動に努めてまいりたいと思っております。例えば、商品の品目につきましては、令和3年で5品目が商品化されております。令和4年度が4品目と令和5年度につきましては4品目が商品化ということで、新たにされております。今年度は、らっきょう漬け、栗の甘露煮に柿チップなど、新たな加工に取り組むということで、応援団のほうからの回答を頂いております。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 品目じゃ分かりません。僕数字じゃわかりません。商品を言ってください。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 令和5年度におきましては、ブルーベリー、梅、すもものコンポートが商品化になっております。

○議長（立山秀喜君） 3番議員、質問ないですか。3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 開発センターで、販売先はいきいき村とか、ビッグオークとかで、買われるわけですかね。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） はい、今商品につきましては、いきいき村、ビッグオーク、それからふるさと応援団の返礼品ということで、なっております。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） はい、分かりました。

それでは、また後の質問です。食品衛生法の改正で、もう皆様ご存知かと思いますが、今年の6月から全生産が許可制となりました。道の駅や、直売所、例えば人気の農家手作りの漬け物がピンチを迎えております。改正法の保健所の営業化が、それはもう許可制が厳しくない。全ての生産者が厳しい衛生基準を満たさないと、製造ができなくなってしまう。そこで、対応策について、伺います。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 2021年に改正され準備期間がありまして、令和6年6月1日より食品衛生法の改正がっております。この改正の内容につきましては、HACCPという、加熱などの重要な工程を確実に管理することで、食中毒菌や異物など、食品の安全を脅かすものを混入するリスクを取り除き、衛生水準を改善していく衛生管理法の手法で、米国EU等先進国を中心に職員等事業者に義務づけられておりますということで改正がなされております。内容につきましてはまだ始まったばかりで、ちょっと確認はしてはおりませんが、厳しくなったというようなところの情報は伺っております。対策につきましては、今のところまだちょっと確認はできておりません。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 町のほうでは、そこまでの確認はやっていないということで、多分、地元のいきいき村とかビッグオークあたりが、多分周知はされてるかとは思っております。こういうことで、もう出せないということで、そう受け取ってよかでしょうね。

はい。ということで、もう1点は、これは今年の2月の広報誌にも載ってましたが、町長と一緒に感謝状を持っていらっしゃいました1人の加工品の生産者の方が、南関町にも、15年に渡って特産品を使った料理ですね、伝承されている。熊本ふるさと食の名人ということで、おられます。県知事からも感謝状を受けられております。そういう方もいらっしゃるわけでございますし、熊本県でこういう熊本ふるさと職の名人という方が、熊本県内で284人が活動されている中で、南関町では1人しかいないんですね、そういう方が。ちょっと寂しいと思います。確か1人だと思います。熊本県自体、もともと、販売とか、そういう申請が厳しい県でもありますので、他県から見れば、熊本県というのはやっぱり農業県でもあります。そやけどやっぱり地域に思った方々がいらっしゃるということでございます。そういう方々を発掘というか、新たな加工品を作っていくような体制作りあたりを、町が先頭に立ってやっていただければと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 新たな食品加工につきましても、先ほども述べておりますが、六次産業のところで、支援、取り組むという流れを、まず考えていったほうが良いんじゃないかというふうに考えております。名人さんについても南関町にまだほかに何名かいらっしゃるかなという情報は、お聞きしてるかなと思います。はい、ちょっといらっしゃるような感じはしておりますので、その方の伝承等も引き継いで頂ければと思っております。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） そうですか。1人じゃなかったんですね。それでは農業関係でもありますので六次産業、一次産業、これは一緒になってやっていく事業だと思っております。それで、令和5年の12月の一般質問の中で、私が町の特産物、メインの作物は何ですか、とい

うことでお尋ねした際に、お答えとしてはお米、水稻栽培を今ブランド化の方向に持っていき、と言われました。その後、町の知名度やアピールの活性化で、つながる対策は実行できているのか、ご質問いたします。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 令和5年度に南関町で2名の方が食味コンクールに入賞されております。今後は認定農業者連絡協議会の方々と食味コンクールに出品を目指し、食味に向上に取り組まれて行って一定の基準に達成できたら、ブランド化を目指すということになるかと思っております。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） 何もまだやってはいないということですね。ということであれば、もう私は12月に一般質問をいたしましたので、やっぱ、本当南関町のお米というのはおいしいです。米の食味コンテストで九州上位に何度も入った生産者もいらっしゃいます。それだけの南関町の米の地位向上は図っておられるので、もうそれだけの価値はありますので、この米を主流にした町を、まちづくり、農業ですよ。農業は一応もう米を主体にやっていくということでございますので、知名度とか、そのアピールをしていかなければ私はならないと思っております。

それで、町長にちょっと一つ、提案なんですけど、この南関町の幹線道路ですよ。幹線道路内に校区が4校区ありますので。広告看板というかな。「おいしい米、南関米」とか、これは私が考えたばかり。「おいしい米、南関町」皆さんが通りますので、この南関米というのは、この近隣の市町村しか、おいしいということはまだ認知がないんですよ。大牟田あたりは分かっているんですが、もう久留米とか、向こうに行けば、もう薄れていきますので、特に幹線道路になりますと、久留米ナンバーそこから佐賀ナンバーからいろいろ幹線道路は車走りますので、そういう中で、南関町入って南関米を文言はまた考えていただければいいと思いますが、南関米の広告は例えば、ちょっとつくって、4校区やけんが4校区にの主幹道路、四つでよかけんそこ4、50万でできますので、そういう看板の設置、どうですか。そういう看板の設置をお願いしたいのですが、町長に伺います。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。南関米、周知宣伝するための看板の設置だと思いますけれども、看板の設置につきましては、非常にこれはすばらしいことだと思いますが、順番を間違えてしまいますと、米の生産、そして販売についていろんなところで違った方向にいきますので、まず一番目に取り組むべきことは、やっぱり南関町米全体のブランド化っていうのが一番優先すべきだと思います。ブランド化ができていない今の状況の中で、米の看板設置をだけをするということになると、いろんなところから来られた方が米の看板を見てどこで買うのか、そういったことが今とまっていない状況でありますので、以前、議長のほうからもいろんなそういった米の質問がございました。ですからやっぱりブランド化をいろんな農家の皆さんそしてJA、行政が一緒になってすべきでしょうね、ということでそういった話をしている中で、やはりちょっと遅れておりますけど、やっぱりブランド化をしないで、そういった南関米の看板をどこにでも建ててしまうと。やっぱりその来られた方が困ってしまうというような状況にもなりますので、どこでも売ってないような状況で、今農家の皆さんもほとんどが個人売買が多い状況

ですので、そういった流通関係まで整えてブランド化をできるような形をして、そのあと大々的に南関米を売り出すことが一番いいんじゃないかなと考えます。

○議長（立山秀喜君） 3番議員。

○3番議員（矢野修一君） ぜひお願いします。私は今回、一般質問しましたので、これから先また、これがまた長々と何もしないということであればちょっとまた、私も質問しなきゃいけないようになりますので、経済課を中心に、もう米が主体ということで、頑張って取り組んで行ってください。お願いします。

それでは、もうまとめに入ります。農産物をそのまま販売するのではなく、いろいろ、トマトソースやジャムとか漬物、乾燥食品などを加工品にすることで、付加価値が生まれてまいります。これにより、農家の収益が増加いたしまして、地域経済が活性化につながります。さらなる南関町加工品開発センターの活用と、六次産業の推進を進めていきたいです。よろしくお申し上げます。以上、一般質問を終わります。

○議長（立山秀喜君） 以上で、3番議員の一般質問は終了しました。

続いて、8番議員の質問を許します。8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） こんにちは。8番議員の井下でございます。今回は事前に通告していました、「災害時における南関町の現状と対策について」質問いたします。

まず、本日町長の挨拶も冒頭でございましたけれども、東日本大震災から熊本地震、更には今年元旦から発生した石川県能登沖の地震といったように、ごく最近でも非常に大きな地震が頻繁に発生しており、昨日も地震の報道がありました。そしてこの災害により、不自由な生活をされている皆様に対しましては、心よりお見舞いを申し上げるとともに、最近の地震の震度におきましては、その数字の大きさにも驚かされますけれども、揺れを感じるほどの地震を挙げれば、かなりの回数になってきております。この南関町においても、地震に限らず、数年前に起きた大雨による土砂災害や水害、そして最近は少なくなったように思いますけれども、台風の直撃など、全くよそ事ではなくいつ身近に起きてもおかしくない状態です。先週には早くも台風1号が発生し、線状降水帯または土砂災害の注意警報が出され、早速道路の欠損などもニュースで報じられました。そこで災害時における南関町の避難状況について尋ねていきます。

まず一つ目に、避難場所、避難所というように、2013年、災害対策基本法の改正によりその意味がすみ分けされております。この二つの意味をどう捉えておられますか、またそれも含めたところでの災害に対する町の現状対策の取組をお尋ねします。

二つ目に、避難場所、避難所のほかに福祉避難所と呼ばれるものがありますが、南関町ではどこがその指定となっているのでしょうか。またその基準、利用規約、そして開設時の運用の仕方についてなど、福祉避難所の現状について尋ねます。

三つ目に、特別避難所というのがあります。それは今県内でも検討設置が進んでいるところの、ペットとの同行避難、また同伴避難のことですけれども、この件につきまして、南関町での現状と課題について尋ねます。

最後にこの南関町でも、この地域により発生しやすい災害があります。その際安全にそして迅速に避難するために、指導または広報など取り組んでいることがあれば、これも併せて尋ねていきますので教えていただきたいと思います。必要以上に不安をおおるつもりは毛頭ございませんが、今このときでも、いつ災害が起こってもおかしくありません。町民の方たちの身体

生命を守る取組です。

後の質問は自席にて行いますので、明快な答弁をお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） 8番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 8番井下忠俊議員の「災害時における南関町の現状と対策、そして、今後の取組について」の質問にお答えいたします。

初めに、1「避難場所・避難所の認識と対策について尋ねる」にお答えします。町の地域防災計画には、自主避難所、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所を定義しており、自主避難所は、「災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所または施設」、指定緊急避難場所は、「災害の及ばない施設や場所で、災害発生時に迅速に避難場所となりうる施設または場所」、指定避難所は、「避難者を滞在させるために必要となる規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設」、福祉避難所とは、「要配慮者が避難可能な避難所」としています。まず、大雨や台風などにより災害の発生が予測される場合には、避難準備情報を出すこととしており、これは避難に時間を要する方々へ、早目の避難を呼びかける目安であります。このときの予防的な非難を自主避難と呼んでおり、さらに危険度が増しますと、高齢者等避難、避難指示へと移行していきます。この流れは、令和4年3月に発刊し各家庭にも配布している「南関町総合防災マップ」に記載し、全戸に周知を図っているところで

す。

次に、2「福祉避難所の現状について尋ねる」にお答えします。現在は、町の施設は交流センターの1か所ですが、町からの要請により民間が開設する施設として、関町の「慈幸苑」、久重の「南関の里」、小原の「延寿荘」、相谷の「谷崎デイサービスセンター」、上坂下の「うすま苑」の5か所があります。幸いなことに、これまでには民間が開設する施設の利用は一度もあっておりません。

最後に、3「特別避難について町の考えを尋ねる」にお答えします。町の地域防災計画は、経験してきた災害への対応を検証しながら、改定を重ねてきたところですが、想定している災害以外または想定以上のことが発生しますと、その場で決断しなくてはならないことが出てくると思われます。そのような事態になったときに適切な行動をとることができるような体制を作るため、県や自衛隊・消防署や警察と連携した豪雨防災訓練を本年5月15日に行いました。特別避難を必要とするような場合には、町の地域防災計画、関係組織等との協力体制のもと、迅速な対策を図りたいと考えております。今後は、井下議員が申されました、ペット等の避難、そういったこともあるかと思っておりますけれども、町の総合防災訓練を秋に大原地区で計画している他、地域の自主防災組織による訓練をお願いするとともに、町内で防災士の資格を持たれている方々の組織「防災士の会」の活動により、引き続き住民の皆さんへの防災意識の高揚に向けた研修等、積極的に実施していただきたいと思っております。

以上お答えしまして、この後のご質問については、自席からお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、担当課長がお答えします。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） ありがとうございます。様々な対策が今南関町でも講じられているということをお聞きしまして、幾らか安心したところではありますが、まず一つずつ質問に入らせていただきたいと思います。今の町長が言われましたとおり、指定緊急避難所、ま

たは指定避難所、この避難所のすみ分けは、東北大震災の2年後に、それまでは、地震が起きたらどこどこ小学校へ逃げると、そういう意識が住民の方にもうしっかり刷り込まれておっ
てですね。そこに津波が押し寄せて東北で多くの人々が亡くなりました。このことがあり、走
って逃げるためには避難場所、そして避難し終えて、命がそこで助かった場合、そこで今度新た
に生活する場所としての認識が避難所ということになっております。このことはまず認識とし
てございますでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい、担当しています総務課でございますが、今おっしゃられたこ
とは認識して作成してるところでございます。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。幾らかそれで安心しましたけれども、一概に同じ場所が避難
場所と、避難場が同じであるはずはないと思います。どういう災害があったにしてもその避
難場所に行く場合、行ける場合、また避難所に、あと避難場所が崩壊した場合は新たな避難場
というふうにすみ分けされますので、そこはこれからの質問の中で十分頭に置いたところで進
めさせていただきます。ただこのきっかけとなったのが、もう皆さんご存知だと思いますけれ
ども、「釜石の奇跡」ということがありました。これ、ちょっと簡単にかいつまんで話せば、東
日本大震災が起きたときに、釜石の3,000人近い小中学生、また保育園児が、全員避難を
して助かったということです。もともと一番被害が大きかった鶴住居地区というところにある
東中学校の生徒が、地震が起きると壊れてしまった校内放送なども聞かずに「津波が来るぞ」
と生徒がもう叫び出して、当時避難所にされていたところに避難していったというふうに、報
道されております。そして、そこで最初に避難所として指定されていたところに移動しました
けれども、これは、一緒に避難する訓練を行っていた周りの小学校鶴住居小学校も一緒になっ
て、もうすぐ同時に避難を始めております。そこで避難していこうとしたその第一に指定され
た避難場は、崖が崩れていたために、担当の先生が「ここは危ないから更に上に行け」とい
う号令のもと、そこに行き出したときにこの近所の保育園の園児も来ました。その園児が小っ
ちながら走り出していたもんですから、中学校の生徒が手を引いたり、背中におぶったり後
はベビーカーを押したりしながら、もっと高台まで避難していった次第でございます。そして、
そのあと、しばらくしたらもう最初の避難場は津波に飲み込まれておりました。これは学
齢期の子どもが犠牲になったのが1,000人中、そのときに学校にいなかった5人だけだ
ったそうです。これが一応奇跡と呼ばれていることなんですけれども、これは偶然に起
こる奇跡など毛頭ございません。これは何でこういうことができたかという
と、それは常日頃から防災意識を学校の先生、生徒がそれぞれ持ち、訓練を行って
きた中で想定以上の行動ができたからこそ、こういった奇跡と呼ばれるようなこと
になったんだと思います。なぜあえてこの話をしましたかといいますと、やはり
この常日頃からの防災意識と災害時におけるシミュレーション、これが本当に
大事になってきております。災害が起きたとき、いつも一緒にいる家族あるいは
近所の人、そのときもいつも一緒とは限りません。やはり自分の身を守るのは
まず自分自身です。そういうことを念頭に置いて、ふだんから家族との話
合い、それも大事になってくると思いま
すし、これから、特に梅雨、台風と災害が起きやすい時期になりますけれども、
これは町からも、どんどん町民の方に、もう植え付けるような形で、意識の
大切さ、その意識の持ちよう

すね、これからも継続して啓発していただきたいと思っておりますけれども、この辺はどうお考えでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい、今お話ありました件ですけれども、釜石におかれましては震災が起きる10年前から何かそういう、取り組まれたということで、長い間をかけて子どもたちに刷り込まれてるっていうことで、私もその資料を見たところでございます。あそこまで行くまではそれなり地元地域で、かなりの自主防災活動をやられておるということを伺っております。うちのほうも昨今なりまして、やっと自主防災活動というのを取り組むように、各地区の区長さん方に自主防災組織を立ち上げていただいて、また防災士の方をうまく活用していきながら今活動をしていただいているところでございます。うちの町としては今やっと動き始めたところですので、なかなか釜石みたいにすぐいきませんが、そういうふうな取組を各地区10地区ぐらい今年も予定をされておりますので、そちらに期待しているところでございます。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。ですね、これはもう、常日頃からの普段が一番大事だと思います。これからも継続してそこは行っていってもらいたいと思いますけれども、その前の、避難場所と避難所についてきちんとすみ分けができていけば、これはもう、まだまだできてない町村も多いです。その中でそういうふうな取組ができていことは、もう迅速な対応ですばらしいことだと思っております。今南関町は避難場所と避難所というのはある程度の、全部とは言いませんけれども、どことどこがそういうふうな形で今指定されているか、それは分かる範囲で結構ですので教えてもらえますか。

○議長（立山秀喜君） はい、総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。私からご紹介するのは先ほど町長がありましたように、こういう防災マップを各家庭に紹介しております。そこに8ページ9ページに載っております。まず最初に言いました自主避難場所っていうのは、最初に避難するところでございますので、南の関うから館、それからふれあい広場、それから交流センターで南町民センターという四つの施設が今一時避難場所として、想定をして避難していただいております。自主避難場所として、指定避難場所になりますと、今度は長期の滞在になると思います。1日2日じゃなくて長期間にも1週間以上とかなる場合におきましては、続きましては、B&G海洋センター、それから農就センターですね、略しまして、それから四ツ原の集会場、それから南集会場という形となっております。それからもう一つ広がりますと先ほど言いました小学校になります。第一小学校、第二小学校、第三小学校、第四小学校、南関中学校、という形で四つの小学校と一つの中学校が緊急避難場所として指定されていることになっております。福祉避難場所って申しますのは、うちは1か所しかございません。町長の答弁にもありますように、交流センター1か所しかちょっと設けることができておりませんので、それ1か所ということでお答えします。

○議長（立山秀喜君） はい、8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。実は広報なんかんの6月号にも、避難場所はしっかり書いていただいております。ただ、この避難場所というのは、避難所としては、ある程度理解できるんですけど避難場所として、果たしてそこまでの移動が、災害の種類にもよりますが、できるかと。これちょっと後でまた質問かぶると思っておりますけれども、どうしてもその地区地区で、

近くの行政区で、どういう災害に合わせたらここがまず避難、逃げこむには一番だって、これはもう地元でまず話し合っていたらいいけど、一番最初かなと思っております。これはまた、ちょっと後で話をします。

避難所に関しては、あくまで公助の部分が大きくなります。けれどもこの避難場所については、事情が大きく絡んできますので、これはもう全く別の意味をなしてきますので、ここは、自助の部分における避難場所について、続けていきたいと思っておりますけれども、まず、これは後々またかぶってくると思っておりますけれども、今の課長が言われた避難場所、また避難所の案内はどういうふうにされていますか。広報で十分お知らせしてありますけど、その場所に対する表記とかはありますか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） うちが避難するための途中途中の経路図というのが、ちょっと設けてないのが大変申し訳ないところなんですけども、施設につきましては、緊急避難場所とか、避難所という形で看板を施設につけております。それぐらいしかございません。あとはもうお配りしてる分を見ていただくところに絵をつけておりますので、各地区のがありますしてそこに避難所はどこですよ、というのを明記しておりますので、それで確認を頂くことになると思っております。やっぱり先ほど言いました、これを手持ちに置かれて動いておられるのが一番よろしいかなと私は考えております。

○議長（立山秀喜君） はい、8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。ですね参考のために言っておきますけれども、避難所のピクトグラムですね。オリンピックとかに、マークで表示されるやつですけども、避難所に関しては、白地に緑マークが避難場所です。と緑地に白で建物の中に駆け込みマークは避難所です。だから、避難所はもうある程度広報されたら分かると思っておりますけど、その地区地区において、行政の担当の人たちからここここは何かあったらすぐに逃げ込まれるって。そういう場所があれば、そこには避難場所として、まず災害が起きたら駆け込める、そういうのを目で見ても認識ができるように、それもすり込むことも、大事じゃないかな、ふだん何気なく歩いて、あそこすぐに逃げ込まれるなんて、そういう表示も大事かなと思っておりますので、これもぜひ参考として、頭に留めとってもらえれば、いいと思います。

それから、南関町は中山間地になりますけれども、家屋などに隣接している急傾斜地は今南関町がどれぐらいの数がありますかね。課長よかです。今ここに何か所というその数字にこだわって質問したわけではございませんので、この急傾斜地に関しては、土砂災害なんかの危険性があるわけですね。そしたらそこに、住まわれてる世帯数、そして人数、またその空き家も含めて、これもある程度町で把握されとったほうがいいと思います。土砂災害で埋まった、何人いたか分からないと。住んでおられたかどうか分からないと、もうあっちゃいけないことですけども、そういうのがあったときに、参考のためにでもこれ把握されとったらいいと思いますけれども、この急傾斜地を改良するための補助対象になるためには、家の軒数とか幅などの広さが、これは条件になってくると思っておりますけれども、この補助のところは、県ですかね町ですかね。お願いします。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。まず、急傾斜事業につきましては町の単独事業としては持つ

ておりません。ですので、やっぱりどうしても、頼るところは県の事業で急傾斜事業を持ってあります。それは5世帯以上の世帯が隣接してるところは対象になるということで、やっております。ですので、今最近やったところでは北開のほうの集落あたりを10年ぐらい前、急傾斜地で防災対策をしております。今回今年には小原地区を取りかかろうということで今県にお願いしてるところでございます。それについてやっぱりどうしても5世帯という制限がございますので、5世帯未満の方はどうしますかという、今のところちょっとございません。ひどく災害があったときに激甚災害というふうになったときになりますと、これは国の補助を使える施策がありますので、それですと2軒以上あれば激甚対策に取組みます。でも危険が迫ってるってことであれば金額に関係なく、取組を災害として提案しておりますので、一番近いところでは2年災害の時に豊永地区ですね、そこはそのとき、2軒ぐらいしか対象になる家になかったんですけども、国のほうの対策として取り組んで頂いております。今の事業はちょっとその二つしかございません。

○議長（立山秀喜君） はい、8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） 自分もちょっと急傾斜で怖いとか言われたときに、必ず町にお願いすれば県のほうから見にも来られるもんですから、県からなのかなあと感じていましたけれども、補助金の対象に足りるところもやっぱり多いと思います。けど、そこが本当に危険だと思われるならば、この災害に対して、中山間地はものすごいやっぱり危険度が高いです。そこは基準に達してないから駄目とかですね、またそこは個人の土地だから駄目ということも聞きますけれども、これはもう線引きがあつてどうしようもないことかなと思いますけれども、どうしようもない人もおられます。そこにやっぱ住まなければいけない状態の人がほとんどです。町からそういうところは、いろんな角度を変えながらも、県に働きかけたり、また全額とは言いませんけれども、幾らかでも応援できるような新たに町で条例を検討するとか、そういったところからでも、そこに住んでおられる方の不安を取り除くように努めてもらいたいなと思っております。もちろんこれ一遍に何でもやってくれということじゃありません。危険度の高いところから優先順位は出てくると思いますけれども、何とかこれは、まず、できないをここでは聞きませんが、こういったふうに検討する、準備とかそういったのは可能なんですかね。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。国県の補助制度があるわけですから、それを活用できる方はいいんですけども、それ以外の方がどうするかということで、町がすべきではないかということですけども、現在のところそういった対策の条例あたりはできておりませんが、それに対してどういった形でしていくかというのは非常に難しい問題ですので、やっぱり、それは町の一般財源を活用していくということになれば十分な検討をしていく必要があると思います。それで、今すぐそれができるといことはちょっと言いにくいんですけども、やっぱり将来的に向かって今、空き家も含めていろんな調査もしてますので、そういった危険性があるところも、町の防災マップに落としながらそしてそれぞれの地域の方々が、やはりその地域で守る防災っていうことも含めながら活動頂きますとともに、やはり、壊れてから、災害に遭ってからじゃなくて予防的避難というのが一番大事になりますので、それ以前の、そういったことが予防的避難ができるようなですね、いろんな訓練であるとか指導を町は重点的に進めていくべきか

などは考えております。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。まず今ここですぐ取りかかってくれていうのは、これはもう無理なことだと十分理解しております。ただ、この南関町においてはこの中山間地、そして、高齢者世帯もどんどん増えてきております。こういう問題はこれからもっともっと多くなってくると思いますので、ぜひ一度、これは今申しましたとおり検討課題としてテーブルに上げて、それからできるできないは、後でもいいです。できるのであればどこからできるか、そこからまず検討に入ってもらって、1人でも住民の方の不安が取り除かれれば、それはそれでいいんじゃないかと思っておりますので、ぜひお願いしておきます。

それから今ハザードマップがずっと出されていますけれども、ここに示されている危険か所とかは、これまで災害があったところでしょうか。これから起こり得るところも一緒に書かれてるんですかね。お願いします。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。熊本県のほうが調査をしていただいております。確かにあったか所もございませぬけども、もう全てが想定されるか所でございますので、今では災害を受けてなくても、ここは危ないよというところで、崖高5メートル以上とか、そういうところがあるところが赤く斜線で塗られておりますので、なおかつ宅地が並んでるところという形になってますので、農作物の農地としかないとこはそういうところありませんけども、あくまで宅地が隣接してるところで、急傾斜があるところは印が入ってますというのは、今から想定されるところでございます。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい、安心しました。3年前関川が氾濫したときも、まさかここまでは氾濫しないだろうと思っていたところもありますけども、1回そういうことが起きたら、次の年にもう起きないとは限りませぬし、いつ起きてもおかしくない状態です。関川が氾濫したときは、これまで溢れることなかった、ちっちゃいそこにつながる川があふれて、水をはけきらずになったということです。氾濫したところだけにこだわらず、今のように想定される場所があれば、これからも一歩先を進んだところで、危険か所などはどんどんお知らせしてもらいたいと思います。水が増えてくるのはあつという間です。このことをあわせて申し上げておきます。

それと南関町で毎年防災会議が開かれていると思っておりますけれども、各地区に防災組織が今、結成されております。それぞれの先ほども言いましたけれども、地域においてはその地域の人たちが一番その土地には詳しいはずで、これからは、まさかの事態に備えてそれぞれの地域において話し合いを、確認していただきたいと思いますし、この避難場所についても、町からも、ここで本当に大丈夫かとか、踏み込んだところで話し合いが進めていただければと思っております。あと先ほど申しましたように避難場所ですね、これに関しては、今申し上げたとおり、地区の人から情報を上げて、そしてこの地区の人はここが避難場所として出されています。そういうのも併せてマップに書き込んでいただければ、より分かりやすくなるんじゃないかと思っております。ちょっとこの防災会議でですね、これは小中学校とか保育園の関係者の方は参加されていますか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。今回町でやりました防災会議につきましては、小中学校の先生方は行っておりません。上位の団体の消防署とか警察、それからそれに関わる、玉名署とか、あとは、私たち、かかる幹部職員ですかね、あと区長さん代表区長さんたちが入られております。学校につきましては、またそれより一つ下げたところでまた自分たちの組織を用いられてますので、そのときに学校側には落としたところで、教育委員会を主体としたところで、PRをしているところでございます。ですので今回の防災会議には入っておられません。

○議長（立山秀喜君） 一般質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

—————○—————

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でありましたので、これを続行します。8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） 今教育界に対して学校との連携の件で申し上げていましたけれども、これですね、ずっともうかなり過去になりますけれども、大雨のとき、小学校から児童を迎えに来てくれという連絡があって、迎えに行かれた保護者が土砂災害で亡くなられたという事実があります。これは今知っておられる方も、ここはある程度年齢が上の方が多いので知っておられる方も多いと思いますけれども、小学校中学校、また保育園の敷地の状況もそれぞれ違います。町を中心にもう一度その学校関係者と話して、どういうときにはどこがいいかというのを、この防災会議の後にまたいろんな連携を組まれているということでありましたので、全くその間は途切れないと思いますけれども、ぜひこの辺も、今以上に連携をとって、釜石の奇跡が何かの奇跡と言われるように、もしあつてはいけないことなんですけれども、あつた場合、そういう対応ができるように、日頃からの準備をしておいてほしいと思っております。最初の避難行動をする場合、先にも申し上げましたけれども、あくまで自己責任によるものが、これ最初の避難、自主避難によるものだと思いますけれども、最低限の持ち物としてどういうものが必要だと思われませんか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。最低限の持ち出しにつきましては、これも先ほどお見せしたところに載ってる、3ページに書いております。これからいきますと、まずは携帯ラジオ、一応電池も含めて、それから救急医療品につきましては、常備薬を持たれる方がいらっしゃればその常備薬を忘れないということがあります。貴重品も最小限ですね、必要なもの、あと身分証明書が分かるような免許証とか、マイナンバーカードとかお持ちになるということと夜間もありますので、懐中電灯、これは必要かと思われれます。必要食品につきましてはもうこれ最低限自分が口にできる乾パンとかクラッカーとか、水、ペットボトル1本とか最小限持たれてればいいかと思ひます。その他につきましてはもういろいろあります。雨天の場合は傘とかカッパとかありますけれども、これについては、最低限のトイレットペーパーとかティッシュとか、それ代わりのペーパーなんかを少し持たれてればよろしいかなということで、例としてあります。最低限その辺りを持って歩かればよろしいかと思ひます。食品につきましてはまた町のほ

うでもまた常備品のほうを出したりしますので、まず最低限飲み水等、安全に逃げられるための懐中電灯などが最適かなと考えております。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。大体今のもうほとんど網羅できてるかなと思いますけれども、自分が調べた中で最後に、幾らかのお金、小銭程度でもいいですから、全くそれもないと何があるかも分かりませんので、これも一応頭に入れておいてくださいということで、調べた資料には載ってました。それから、常備薬とお薬手帳を、これはずっと言われてますけれども、今お薬手帳が、スマホとかにアプリに入れられます。そしたら携帯は持って逃げますので、薬がなくなったとき、「何の薬飲んでますか」と言われたとき心臓の薬と言っても、そのいろんな種類があるけんですね、「こういうの飲んでます」ってスマホに掲示されてたら、もうお薬手帳を持ち出す必要もありませんし、これ調剤薬局あたりでも入れてもらいます。特に健康推進課とか福祉課とか、高齢者の方と接する機会が多いところは、何かのついでに来られたときでも、こういうことが今ありますけど、しましようかとか、できる方がおられればですね、それはそれで対応していってもらえれば、よりいいんじゃないかなと思っております。これもやってるかやってないか、とか、いるいないじゃなくて、頭に入れてもらって対応してもらえればと思っております。それから今、町内在住におられる職員さんが減ってきていると。これちょっと自分も耳にしたんですけど、この災害時に対応できる職員さんの人員確保は、今できている状態でしょうか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい、今おっしゃったように、若い職員がなかなか町内に最近おりません。町外のほうが増えております。ただ防災計画をつくりました手前上、必要最小限の職員は常時、町内にいる職員で何とか対応できるようになっております。交代要員として次町外の方に来ていただくという形で班割りをしながら、災害対応には当たっていきたいということで今、行動計画をつくっております。

○議長（立山秀喜君） はい、8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。これは町内在住の職員さんを増やせとか、そういった意味じゃ全くありません。町外の職員さんも、もちろん悪く言うつもりも毛頭ないんですけども、町外から災害があったとき駆けつける場合、本当に来れる状態だとかまたあるいは2次災害に逆に巻き込まれて、職員さんが来てるのにその人が被災を受けたらどうしようもないものですから、その辺があったもんですから、ちょっと確認させてもらいましたので、その辺の人員の把握だけはきちんとやっといってもらえればと思っております。また、雇用促進住宅とか町営住宅ですね、これに関しての空きは今どれくらいか把握はされていますか。

○議長（立山秀喜君） 建設課長。

○建設課長（田口明君） はい、建設課のほうからお答えいたします。南関町には町営住宅、定住促進住宅含めて11団地ございます。戸数としては294戸。空き室としては、今35戸の空き室があるようになっております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。35戸は今空いてるということですので、これ空きがどうだっということを言ってるんじゃないんですけども、これは避難場所から今度避難所に移ると

き、部屋数がある程度把握できておれば、すぐそこも避難所として今度は対応しやすいんじゃないかと思って尋ねました。もちろん、災害とは関係なくても、日頃から南関町の人口増加を図っているのであれば、これは大事なことだと思いますし、いつでも住めるようにしておくことは、アパートにしる団地にしろ、基本中の基本ですので、すぐ対応できるように、これいろんな側面からもありますのでよろしく願いしておきたいと思っております。よろしいでしょうか。

次、福祉避難所に入らせてもらいます。避難所の一つとしてよく聞くのが、主に高齢者、また障害のある方、乳幼児、その他特に配慮を要する要配慮者の方たちの避難場所でもありますけれども、南関町の福祉避難所はこれ正式な福祉避難所として登録されているのでしょうか。それとも一般的に言われる、いわゆる福祉避難所という呼び方もされますけれども、これどちらになりますかね。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 総務課でつくりましたときは正式な福祉避難所として、指定をしております。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） じゃ、それは改めて協定を結んでるとか、そういうのはないんですかね。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 交流センターにつきましては町の施設でございますので、協定とかは結ぶ必要はございません。その他の五つの民間の施設を町長から答弁ありましたけれども、市の施設につきましては、協定を結んでおります。そちらはやっぱり通所されてる方とか、そういう方がいらっしゃるところが各施設ございましたので、その辺りは、もうだいぶ前になりますけれども、協定書をちゃんと結んでおります。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） 今私が言いたいいわゆる福祉避難所ですね、これはもう普通に一般的に表現されている言葉ですけれども、福祉避難所としても通常指定はされていないが、協定の締結により災害発生時に福祉避難所として開設されるの、これをいわゆる福祉避難所という呼び方をされています。だから、あとの施設等に関しましては、いわゆる福祉避難所という認識でいいのかなと思っておりますけれども、そこで、この協定を結ぶときには、契約金とかそういったものは全く要らないんですかね、基本的なところからですけど。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 当時の協定を結ばれていました資料を見てみましたところ、そういうふうなお金が発生するとかそういうことはございません。その中に、経費についての負担につきましては、一応実費負担ということでなっております。協定結ぶことはお金はありませんけれども、やっぱりそこに来られた方にかかった、例えば食事を出したいとか、お風呂に入れたり、それからあとは、例えばおむつをかえてあげたいとか、そういうものについては実費負担ということで、障害者の家族もしくは支援者が払うものっていうことでなっております。また町が払うべきものもありますので、そこは何か相談の上ということになっております。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） なかなかその辺の規約が、ちょっと曖昧に思えるところもあるもんだけん、そういうのを町内じゃなくてほかの、町外の施設ともいろいろ話を聞いて、大牟田、玉名、隣の和木、いろいろ施設がありますので、何件か尋ねたんですけども、その費用に関しては、今課長が答弁されたのでいいのかな、ってちょっと疑問に思うところもあるんですけども、避難、災害の避難指示が出た場合、この福祉避難所というのはどのタイミングで開設されるのか、まず自分が思ってたのが一般の避難所が開設された後、そのあとかなと思ったんですけど、この順番はどっちが先に開設されていくんですかね。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 今議員のおっしゃったとおり、まずは普通の避難所から先になりますね。最初の福祉避難所を、うちが指定している交流センター、これが一番に開きます。それから次の自主避難場所ということで、南の関うから館、ふれあい広場、交流センター、というのが開いていきます。最後に、拠点福祉センターと福祉施設、避難場所といいますとさっきの五つの民間の方になりますが、ここはよっぽどもう交流センターでも対応できない人が出てきましたよ、ということで、そのときに初めてお願いするものでございます。ですので、お願いしたときには相手の受入れがオーケーであれば受入れできますけど、受入れできないときには、難しいことも考えられます。2災ときなんかは、逆に早め早めにデイサービスとか通院をされてる方は早めの予約をされてました、その施設にですね。ですので、そういう形が先、ということでちょうど2災ですね、もう今から4年ぐらい前ですか。そのときは、動かれましたので今のところ利用がゼロということで上がってますけども、そういうふうになんか私たちが早い、ご家族の対応をされていることを、ちょっと4年前感じております。

○議長（立山秀喜君） はい、8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい、今聞いてた中でそこ自分が一番、不思議にというか分からなかったんですけども、普通のまず交流センターが開設されて、そして指定避難所が開設されて、あと重度の場合とかがあった場合、福祉で言われたけれども、福祉避難所を利用する方は、やはり不自由さを持った方が多いですよ。この人たちをまた、じゃ、「こっちは向こうが空いたから向こうに行ってください」って。2度移動せなんようになりはしないかなって。だから2度手間になるとかもう近くにあれば、そこをまず、避難するのに困難を有する方をまず優先的に先に避難させるべきじゃないかなと思いますけれども、これどう思われますか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。先ほども話しましたように、4年前の二災のときにはもう、大変広うございましたので、そこへ行くよりか自分がいつも通われてるデイサービス行かれたりなんか通所されてる所に、そちらも希望されています。ですので、最終的にそちらに避難したいというのは基本的にあんまりないかなと考えておりますけども、どちらかを相談されたときは町のほうも五つの施設にご連絡をしながら「どうでしょうか」ということで相手の受入れ体制が「オーケーですよ」ということでしたら、直接そちらでもよろしいかと思っております。ただ一般的には交流センターを先に開けますので、そのあと、今おっしゃったようなお話をうちに頂ければ、ちょっとそこはもう介護できないから、介護できる施設を紹介してほしいということであれば、そういうふうな対応になろうかと考えております。

○議長（立山秀喜君） はい、8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） 災害によってはもう悠長なことを言ってる段階じゃない場合もあると思います。そしたら福祉避難所、指定避難所いろんなところあると思いますけど、まず近所に逃げ込んでください。そういった形で行ってもらえるのが一番いいかなと。早め早めの、台風とか事前に予想できるようなものであれば、早めに避難をお願いします、と言えるけども、地震とかそういったものに関しては、本当にもう時間はないと思います。だからその辺のことも考えて、今後は検討していってもらえればと思っておりますし、例えばその指定避難所の後に福祉避難所が開設されたとき、開設要請がない場合、まだあってない場合、それでも近所の人たちは慌てて飛び込むかもしれんですよね。そんなときに、まず着の身着のまま、ある程度自己責任で飲物とかは持っていきうようと言われてましたけれども、それでも慌てて行かれたとき、そこに契約を提携を結んである施設に関して、そこがおむつにしろ、いろんな配慮をされたとき、そこもあくまでやっぱり自己責任で、町は一切そこはもう関知しないんですが、いろんな場合があると言われたんですけれども、開設を要請をする前にしろ後にしろ、避難された方に関しましては、町が幾らかの負担に対しては、見ますっていうぐらいのことはできないんですかね。どうもそこちょっと自分納得いかったんですよ。これも今、今度からちゃんとしますって、言えないかもしれんけど、そこはやっぱり検討してもらうだけのところはあるんじゃないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 協定書の中見ますと、実費につきましては甲乙がありまして、乙が相手方で、甲が私どもですので、甲が所有の実費を負担するものとするを書いてありますので、ある程度町が負担すべきであるということは明記されておりますので、100%うちのほうが見るということになっておりますけれども、原則としてという言葉がついておりますので、その辺りで、まだお互いの話合いになろうかと思いますが、当初は町のほうが負担するということになっております。

○議長（立山秀喜君） はい、8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい、もう救急なところ場面が多いと思いますけれども、もう最後までやっぱり優しい町であっておいってください。それから、この福祉避難所には介護認定を持ってある方じゃないと駄目なんですかね。一般の人が近所ってまだ高齢者だけの元気だったってけどそういう人もその福祉避難所には避難できるんですかね。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。規程では線引きはございません。もう近所の方でも、そこに逃げ込んで頂ければ、良いということになっています。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） それと今度書き込まれた場合、福祉避難所として先ほど提携を結ばれたところの施設は、施設だから専門職員さんたちもおられるんですよね。ただ、開設を要請するのは町ですよね。そこに町の担当がおられて、そして施設の人がおられて、その中の状況のイニシアチブはどちらがとられるんでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 基本的には、多分町の職員は誰もおりません。お願いしますということで、引渡しをするような形になるかと思いますが。その送り届けまでは一緒に行くかもしれ

ませんが、あと管理については施設の方でお願いします、ということになります。多分うちの職員も数が足りませんので、ほかの避難場所への対応ということになろうと思いますので、そこは施設優先かなと考えております。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい、分かりました。ある程度資格を持った知識を有した人が、そこでこうしたがいい、ああしたがいい、こっちのほうがちょっと足が悪いから優先しましょうとか、そういった融通を利かせるような内容を把握してある人が率先してしてもらえれば、なおいいかなと思いますし、あとその運営に関しては、役場の職員さんがもしそこにおられるのであれば、一緒に協力しながらでも、誰が一番、誰にとっていいかと、そこを考えてもらった上で進めてもらえればいいかなと思います。いろんな問題が救急の場合ですから生じてくるとは思いますけれども、そこにしっかりと、職員さんなり、もし行かれる場合はですね、適材適所で、いろんな経験を持った方、資格を持った方がおられれば、そちらのほうを優先しながらでも配慮してもらいたいと思っております。

それから避難時における要援護者支援登録というのがありますけれども、これは今何名ほど、上がってますかね。この上がってる数字は、ある程度100に近いところの数字なんでしょうか、まだ取りこぼしがあるのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君） はい。ただいまの質問にお答えいたします。避難行動要支援者名簿にご登録いただいております人数は、今のところ28名でございます。数年前まではもう少し多かったということで確認ができておりますが、現在は28名でございます。内訳としまして、介護認定のみをお持ちの方で8名、あとその他の身体障害精神障害、介護認定も持たれていない方が残りの20名ということで確認しておりますと、民生委員児童委員協議会のほうで周知してご登録を頂いておりますので、取りこぼしがあってはいけないと思っております。取りこぼしがないように、また今後も進めていきたいと思っております。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。お願いしたいと思っております。なかなか人に頼むのは嫌だって頑固な高齢者の方もおられます。区長さんとか民生委員さんと合わないから、頼みたくないという人もおられますけど、あそこに高齢者の人が1人でおられるよねとかそういうのがあったら、確認しながらでも、何かあったらその助けは要らんとと言われても、緊急連絡先とか避難時の行動はどっちに入れますとか、その辺は把握しとってもらったら、もしもの場合があったとき情報としてきちんと上がってきますので、そこまで把握しておいてもらえればと大変でしょうけど、思っております。それから、これは見直しはどれぐらいの感覚でされていますかね。なぜかという高齢者になればなるほど、入院施設、それから、残念ながら亡くなられた方いろいろおられます。いつまでも、もう亡くなられたり施設に入っておられない人の名前もずっとあって、もうそこは変更されなかったら変ですよ。だけんが、そこも、年に1回ぐらいは見直しとか確認をされていたほうがいいかと思っておりますけど、どうでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君） 今申し上げました名簿は、ちょうど今月の民生委員会のほうで、また、呼びかけを行う予定になっております。台風や大雨のときには、確認を行っております。

社会福祉協議会と福祉系のほうで、避難についての問合せを随時行っておりますので、その時点でもう施設に入られたとかまたお亡くなりになられたとか、そういうところはもうその時点でチェックを行っているような状況でございます。以上です。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。その状況の把握はしっかり申し送りしてもらって、誰がその担当になられてもいいように、やっておいてもらえればもうばっちりだと思います。よろしくお願いします。あと通常、この福祉避難所に対しては社会福祉の施設とかあと保健センター等が結構されてるんですけども、今年からの指定管理者によってA-l i f eのほうが保健センターとかふれあい広場とかされてますけど、この辺は契約、もう協定新たにまた結ばれたんでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） ただいまのご質問の、協定の新たな結び直しということはしておりません。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい、地元の人たちは何かあったら、やっぱそこに書き込むと思います。だからそこはしっかりバックアップしとってください。お願いします。それから社会福祉協議会の事務所は福祉避難所としての、これは取扱いとかないのですかね。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 今のところ、そういう取扱いできる施設とはなっておりませんので、まず対応が不可能ということで、町としてはまだそういう施設としては指定しておりません。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） 対応が不可能っていうのはどういったことですか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 一応別の社会福祉協議会団体さんの施設として入っておりますので、そこで職員の事務とかできるようになってますけども、それ以外商品を持ったりとか、またそこに避難されてきても、その後避難された方を常駐させる部屋とか、そういうのも持ち合わせておりませんので、今のところは施設も狭いですし持ち合わせてないということと、その人たちにもそういう対応、お願いしてる協定書なんかを結んでおりませんので、今のところは、そういう理由で対象としておりません。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。社協の人たちは自分がしてないのは、耐震ができてないからかなって、ちょっと1人、そう思ってたんですけども、役場にしてみようから館にしてみよう、今度改修がいろいろされてますけども、どこでも耐震ができてますけど、社協はそのままなのはどうしたもんかなって何人かの議員さんも、今まで議会とか委員会で質問されましたけど、これに関してどうのこうのは、これはもうちょっと質問の趣旨から離れますのであえて言いませんけれども、ここにおられる方たちは、ある程度災害救援物資なんか来たときのボランティアの采配とか、あとはいろんな情報もありますので、大いにお願ひできる場所はしながら、協力体制をとってもらえればいいと思いますので、そういったところで、耐震に不備があるようなことであれば、一つずつ改善していってもらえればいいかと思います。

あと、福祉避難所に対しても、やっぱりこれは要支援者登録がされてますから。その人たちがいろいろ対応されると思ってるんですけども、重要な存在になるとかですね、後見人の方が今おられますけど、これはもう1年ちょっと前に質問もしたんですけども、法定後見人さんというのは1人で複数後見人を持っておられますし、町外、もう下手すれば、人吉の方とか天草の方とか、法定上、南関の方を後見人にされる場合もあられますけれども、災害のときをまず考えれば、どうしても市民後見人、地元におられる方が後見人としておられたほうが、いろんなところで融通がきくんじゃないかと思っておりますけれども、この後見人に関しては、もう1年ちょっと過ぎますけど、何か進んでますかね。

○議長（立山秀喜君） 福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君） ただいまの質問にお答えいたします。市民後見人ですが、その養成機関となる中核機関設置に向けて、今健康推進課、地域包括支援センターと福祉課福祉系のほうで、社協と一緒に先進地から事情を聴取、収集し、今後に向けて取り組んでいるところでございます。先週5月28日に、近隣であります玉名市、荒尾市のほうへ視察に行っておるところでございます。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。もうこれも1年ちょっととなりますので、できるだけ迅速に進めていってほしいと思います。期間が必要なのはわかりますので、できるだけ早めに進んでいかれていきなり誰でもという、市民後見にはいろんな問題が生じてきます。ですから1年ちょっと前に質問したときはあえて、きちんとした立場の社協の人たち、この団体とかを提案したんですけども、ほかにいい人がおれば、そういう人たちの頭に入れながらでも進めていってほしいと思っております。

最後に、ペットとの同行避難ですね、これは特別基準の避難所としてありますけれども、これも東日本大震災とか熊本地震、そして今年の石川県の地震にも問題になりました。ペットを飼っている人たち、特定の条件を満たす、住民の方に向けられた避難所です。ほかにもその地域によって異なる特別避難所がありますけど、こういった一般的な指定避難所、福祉避難所、そしてこの特別避難所が大きく分かれて三つになりますけれども、南関町にはペットを、同行避難ができる避難場所もしくは同伴避難ができる場所はありますか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。今町が指定しています避難場所ですね、ペット同伴ということは今のところ、考えた施設はございません。ただ、昨今そういう事情はお話聞いておりますので、他の市町村、近隣聞いてみますと、やっぱり一緒に避難所っていうわけじゃなさそうです。どっかの中央公民館とか〇〇施設とかというところの、一緒に住むんじゃなくて軒先のところ、ワンちゃんとか猫ちゃんだけをゲージに入れておいてくださいっていう、何かシステムだそうです。ご本人様たちがそこに行きたいときは駐車場に車中泊されているというよ、っていう形で聞いております。特別ペットを飼ってる人だけを避難させるっていう避難所は設けてないと伺ってますので、その程度であれば私たちも、どっかの施設をそういうふうに入れていくことはできるかなっていうのは考えているところでございます。期待してるのは、うから館のほうが改修されましたら開放された施設ということでございますので、軒先とかに利用させていただいて、駐車場も広うございますので、そこに車中泊で泊まっていたいただい

という形の、今後の考え方としてはできるかなと考えていますが、なかなか動物を好きな人嫌いな人、また猫派犬派、爬虫類派、いろんな人がいらっしゃいますので、そこを一緒についているのが難しいというのは少し考えておりますので、何とか屋外でも一緒にできるようなところができるのであれば、これから今考えていくところでございます。

○議長（立山秀喜君） はい、8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。ありがとうございます。これからずっと聞いていこうかなというところを全部今答えてもらいましたので、一つずつ自分が思っていることを聞いていきますけれども、地域の状況に応じた動物救護の体制を検討する際の参考となるように、災害時におけるペットとの救護対策ガイドラインというのが、平成26年に環境省から出されてます。これはある程度読まれて参考に、今後していこうというところの考えはありますか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。今お話聞いたのは、私が初めて伺っていますので、まずはそれを見せて熟読させていただいて、参考にすべきところであれば、参考にさせて検討していきたいと考えます。

○議長（立山秀喜君） はい、8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） このペットとの避難については、動物愛護の問題だけじゃないです。飼い主である被災者が、ペットと一緒にすることで、心のケアの観点からも大変重要とされております。今、県内でもこういった場所はある程度指定されており、令和4年の8月26日熊日新聞にも、「災害時の避難助、ペットも一緒に」という見出しで、県内でもその受入れがどんどん広がっております。その中で今課長が言われたように、ペットと同じ部屋で過ごすだけが同伴避難じゃないということもしっかりここには書いてあります。ただもうこれ、自分もここにはまだ聞いてないんですけど、隣の和木町2か所、ちょっと玉東町に1か所、こういった避難できる場所がありますので、これどういうふうになってるかここもちょっと尋ねながら、参考にしてもらえれば良いと思います。

実は熊本地震のとき、避難場所であるふれあい広場に行きました。「どうですか」ということで行って見たら、何人か避難されてる方もおられましたけど、車から降りてこれられない人が、「中に入んなはらんですか」ということを言ったら、ペットも一緒に連れてきたから、ということで車の中で避難されてました、半日ぐらいで済んだけんよかったんですけど。このままもう今や、やはりペットといえども家族当然の扱いです。だからペットだけ外に置いて自分だけ避難できないということでしたんですけども、このような場合これが2日3日続けば、エコノミークラス症候群のリスクも十分そこから発生してきます。もう今後十分これは町としても検討することがあると思いますので、今どうですかっていう、ここに書いてますけども、ぜひ検討はしてってください。それから、飼い主の務めですね、避難するときに、これは課長とすれば、どういうところにまず気をつけないかと思われませんか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） 私も今犬を飼っておりますので、飼い主の務めとしては大事ななことと思っております。自分が飼ってるペットは自分がまず、把握してよその方に迷惑かけないように、対応するのが一番だと思います。オムツにしても餌にしても、いろんなことに対してもやっぱり飼い主の責任は大変大きくございますので、まず第三者に迷惑をかけないように心が

けることが一番かと思えます。そのあと自分や一緒の方の癒やしになりますので、間接的に何かふれあいをしていければという形で、まずは自分の飼ってるペットは自分で責任をとることが一番かなと思えます。

○議長（立山秀喜君） はい、8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） はい。自分がいろいろ調べたんですけども、普段からやっぱり小型犬とか大型犬はそう、うまくいかんと思えますけれども、猫とか小型犬に関してはゲージに入る習慣を飼い主がやっぱ責任を持って、それを習慣づけさせておくこと。そして、飼い主の方は率先してビニールシートとかも用意しておく。ペットを置くところにはそれを敷いて、なるべく汚れないようにしておく。あと餌は今課長も言われたとおり、自分が用意すると、できれば不妊と去勢手術をやっておけば、もう十分かなと思えます。また同行避難と同伴避難が違ってきますので、あらかじめ飼い主の方がここは同行できる同伴できる、そこを確認しておくことも大事だと書いてあります。そして何より、ほかの方たち、迷惑をかけない、アレルギーを持った方とか、どうしてもその動物に関して苦手な方もおられるので、そこを一番配慮してもらいたいと思えますけれども、退去時には飼い主の方たちがきちんと後は掃除して、そしてその管理者の人に確認してもらって退去すると。それぐらいの配慮が大事になってくると思えます。つまり行政の協力のもとで双方が納得できるようにしないと、事はなかなか大きな問題で難しいと思えます。だから、すぐ南関町でもつくりましょう、これは安易なことは言えませんが、ぜひこれは、やっぱり1か所ぐらいは検討していくべきじゃないかと思っておりますので、よろしくお願いします。あとは、熊本地震のときは獣医師会との連携とか、そういうのもしっかりとその町々で捉えております。そこも町としてはちょっと頭に入れておく問題じゃないかなと思えますし、あと民間のところでも、二階があれば二階に一般の人の避難場下のロビーにペットを避難させるとか、いろんな様々な形ができますので、それらも一緒に検討されていって良かったらいいと思えます。

最後に、もうこれは災害に関する避難に関しては、いざというときにはすぐに対応できません。こういったことも常日頃から頭に入れて備えておくべきだと思います。このことを踏まえた上でもう一番最後になりますけれども、今まで言いましたその、避難状況について、今後に対する考え方向性を、災害時における総責任者の町長の考えを尋ねたいと思えますけれども、最初言われたことと被られても構いませんのでお願いします。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。南関町では、令和4年3月に、この総合防災マップというのを全世帯に配布しました。今日井下議員のほうから詳しいいろんなご質問ありましたけれども、これに必要なことはほとんど載ってますので、一つだけ私からお願いしたいのは、防災士の会というものもありますけれども、防災士の会も今年度も10か所ぐらいそれぞれの地域の皆さんと、この地図を自分の自宅が載ってる、自宅も含めてどこに避難したらいいのか、どこの道路を通っていったいいのとかかそういったことも含めて、小さいところまで指導していただけます。ですので、それぞれの自主防災組織がありますので、防災士の会等、力を合わせていただければ、町の避難所いろんな福祉避難所も含めてですけど、全てこれを見ていただくと分かるような冊子がありますので、ぜひお帰りになったら、梅雨前になりますので、議員の皆さんももちろんですけど、傍聴に来ておられる皆さんも、もう1回確認していただければ、完全にこれで

安心できるということじゃありませんけれども、かなり、これで避難体制とか取れると思いますので確認頂きたいと思います。井下議員が今日いろんなご質問頂きましたけれども、私たちもまた改めて、そういったことが必要かなということを感じたところです。この冊子があるから安心ということじゃなくて、やはり、今日のご質問のとおり、いろいろなことをペットも含めてですけど、今町ができていないことも含めて、検討を進めながら、防災体制を確立していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 8番議員。

○8番議員（井下忠俊君） ありがとうございます。これからも一歩先を考えて、そして災害に備えてほしいと思います。

それではまとめに入ります。災害は起こらないのが一番ですけど、ないという保証は一つもなく、また災害自体をなくすこともできません。しかし少しでも被災者、そして被害を少なくするための準備はできます。今日申しましたことはほんの入り口です。そして今日の質問は、いろんな課をまたいで、もうほとんど総務課長の答弁がございましたけれども福祉課長も含めまして、いろんな課がこれに絡んでくることと思います。行政が一体となって取り組む案件だと思っております。どうか生命の住民の生命財産を守るために、これからも引き続き十分な対策検討をお願いすることを申し入れて、私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（立山秀喜君） 以上で、8番議員の一般質問を終了しました。

続いて、6番議員の質問を許します。6番議員。

○6番議員（中村正雄君） 6番議員中村の一般質問を始めます。今回のテーマ2点、質問を行います。

まずは、「文化財の保存と活用について」。1番、旧石井家住宅案件が進展していかない理由について、お伺いしたいと思います。2番として、町の文化財である御茶屋跡、南関城跡その他を含め保存と活用について、お伺いします。

二つ目のテーマとして、「人口減少問題について」。消滅可能性自治体からの脱却をしたとの報道がされましたが、町として今後の人口減少問題に対して経済教育、福祉など多面的な取扱い、取り組みについてお伺いしたいと思います。

追加質問については、自席で質問させていただきます。

○議長（立山秀喜君） 6番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 6番中村正雄議員の「文化財の保存と活用について」の質問にお答えいたします。

まず、1「旧石井家住宅案件が進展していかない理由について問う。」にお答えします。本事業については、平成27年度の建物・土地の公有化からはじまり、令和3年度の文化財詳細調査を含む基本設計まで実施しており、平成27年度から令和3年度までに2,715万4,681円を旧石井家住宅保存整備事業費として支出しているところです。なお、北原白秋と南関について町の歴史上重要な文化財でもあるため、議会の総意をもって事業を進めるのが最良として、議員・町民の皆様からの意見に適宜対応した案を検討し提案するなど丁寧な説明・進め方をして参りました。旧石井家住宅保存整備事業につきましては、文化財としての保存活用に重点をおいた保存整備案、町としての活用を重視した整備案などを提示しましたが、様々な観点から整備活用方法を検討する必要があるとして、ご理解を得ることができなかったのが現状

です。旧石井家住宅が国登録有形文化財ということもありますが、事業費は旧石井家住宅の保存整備を目的として集まったふるさと納税寄附金によるものであるため、主屋の保存修理を含めたところで、文化財としての価値を活かした活用と、一般の価値観との調和をどうとるのかを考え、整備・活用案をご提示して参りました。本年の5月の議会全員協議会においては、町民説明会・検討委員会等での意見と、今までの保存活用案を精査したうえで、解体をせず改修費を抑えてメリハリのある保存修理を行う方向性で進めたいと整備案を説明させていただきました。その中で、活用面に対するご指摘がありましたので、今後は理解の得られる活用案を提示していきたいと考えております。旧石井家住宅保存整備事業については、やはり時間をかけてでも皆さんと一緒にいいものをつくり上げていくことが必要ですし、これは町の歴史の中の一つの重要な部分として、しっかりと進めていくことができると考えております。

次に2「町の文化財である御茶屋跡、南関城跡、その他含め、保存と活用について問う。」にお答えします。文化財については、地域の先人たちが様々な営みをする中で残された財産だと考えます。また、文化財を通して私たちはかつての人々の営みの一端と地域固有の歴史を知ることができます。これらの文化財保護を図るため、昭和25年8月29日に「文化財保護法」が制定され、全国各地で文化財の保護が積極的に進められて参りました。文化財の保護とは、保存し、活用することであり、文化財の価値を損なうことなく次の世代に正しく継承していくことです。本町の文化財については、南関町文化財保護条例など町内にある文化財の保存、活用等に努めているところです。現在、国指定の豊前街道南関御茶屋跡をはじめ、県指定文化財5件、町指定文化財29件があります。御茶屋跡につきましては、平成15年8月27日に国指定となり、総事業費1億7千万円を投じて保存修理工事に着工し、平成16年度に保存修理工事を終え、平成17年5月に開館して20年となります。その間に『豊前街道南関御茶屋跡の設置及び管理に関する条例』を制定し、「見て、触って、使って育む文化財」「御茶屋は町の迎賓館」を目標に、歴史の生きた教材としての一般開放や町民の文化活動の拠点としての部屋使用を行い、昨年は、コロナ禍からの回復の兆しも見られ1,900名の来館者となっており、コロナ禍前の平成30年度の3,814名の来館者に戻るように取り組んでいければと考えております。活用につきましては、開館当初からボランティアグループ「南関宿場町伝楽人」の方々により御茶屋跡の管理運営はもとより、6月には「ユリ展」、7月に「七夕まつり」、11月に「菊花展・白秋祭」や「紅葉祭」、3月には「ひなまつり」など御茶屋跡を活用した自主開催イベントを積極的に開催していただいております。このように、現在までしっかりと文化財としての活用・継承にご尽力をいただいているところであります。

次に、本町最大の遺跡ともいえる南関城跡の現状につきましては、平成9年度から平成23年度まで継続して発掘調査を行い、平成24年度の総合報告書の刊行をもって一応の発掘調査事業を終えております。その間、文化庁の文化財調査官の現地指導があり、指定の手続きに必要な書類が整えば、国指定史跡として価値があるとの評価をいただいております。平成26年から平成27年に文化庁・県文化課と史跡指定に向けた協議を行っており、国指定史跡としての価値があるとお墨付きをいただいております。また、昨年、10月には文化庁が「国指定相当」とする埋蔵文化財に選ばれ、公表されました。現在は、シルバー人材センターとの業務委託により南関城跡が見渡せる公開場所の除草を実施し維持管理に努めているところです。ふるさとの歴史や文化を正しく後世に伝えるためには、町民との協働を進め、文化財保護の取り組みを

継続していかなければなりませんし、何もしなければ文化財は消滅してしまいます。後世に伝える方法として、また、ふるさと南関のすばらしさや誇りを培うことができるよう、小学6年生の通学学習や総合的な学習の時間においては、南関城跡、御茶屋跡、旧石井家住宅の歴史学習などを実施するとともに、御茶屋跡や県指定の小代焼窯跡群については文化財を中心として公園整備化するなど、観光資源としても活用されております。このように、それぞれの文化財の保護・活用については個別に取り組んでおり、南関町にある文化財の一体的な活用を図っていく上では、本町の歴史的地域が文化財を核として繋がり、周辺環境まで含めて保存と活用を図っていくということになりますので、他自治体の先行事例等も参考に、地域を包括した文化財の保存活用について研究していかなければと考えております。

続きまして、「人口減少問題について」「消滅可能性自治体から脱却したとの報道がされたが、町として、今後の人口減少問題に対して経済、教育、福祉など多面的な取り組みについて問う。」にお答えいたします。

まず、「消滅可能性自治体」とは、日本創生会議が2014年5月に公表した報告書で、独自に定義したもので、「消滅」とは、人口減少に歯止めがかからず、自治体運営ができなくなる状態のことを指すとしてあります。2014年に日本創生会議が2010年からの30年間で20代から30代の女性の減り方に注目して分析したもので、このことがきっかけとなり人口減少対策から国が「地方創生」の取り組みを始めたものであります。今回10年ぶりに公表となった人口戦略会議による分析では、2020年から2050年の30年間で人口減少が深刻化する「消滅可能性自治体」として公表された県内18市町村の中に南関町は入っておらず、「持続可能性市町村」と「消滅可能性自治体」の中間に位置すると考えられる「その他の自治体」に位置づけられたところですが。しかしながら、町の人口は年々減少していく状況であり、少子化と高齢化の問題や課題は深刻さを増して行っております。町では、第7次総合振興計画基本計画の中で3つの基本目標、「産み育てやすい環境の整備」・「住む場所と働く場所の確保」・「高齢者や障害のある方も安心して暮らせる環境の整備」を定め、8つのまちづくりの大綱を策定し、26の政策、78の主要施策に、取り組んでおります。その中には、「南関町第3期住んでよかったプロジェクト推進事業」として18の事業が入っており、住民の皆さんと一体となって将来の南関町が活気ある町によみがえるよう協働で取り組んでいきたいと考えます。

以上お答えしまして、この後のご質問については、自席からお答えさせていただきます。また、詳細につきましては、教育長、担当課長がお答えします。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。それでは、追加質問に入らせていただきます。まず、旧石井家住宅の案件が進展していなかった理由について追加の質問をさせていただきます。どうしてかという私なりに分析してみると、二つの要因があるのではないかなというふうに思い、その二つの要因について、これから質問していきたいと思っております。

まず一つ目は、活用面の検討が弱くて、町民に対し費用対効果の説得力ができてないんじゃないかなと、弱いんじゃないかなという形ですね。それと先ほどからも説明があつてますけども、平成30年でしたっけ、文化財保護法の改正がありまして、これまでの保存重視から、保存と活用をあわせた展開をしていきたいと思います、という国の方針が出てくるのにもかかわらず、私から見ると、保存重視の形で押し通すっていうのは、ちょっと余り適切じゃないかもしれない

ですけれども、そのまま進んでいるという状態が感じられます。ということで最初の質問は、この案件、事業を始めようとしたときにどういう目標といたしますかね。私の感じでは、第二の目標をつくろうじゃないかという感じを受けてたんですけども、そうじゃないよ、というふうなことがあったらご説明していただきたいし、検討委員会が始まってその後に、文化財保護法が改正になっているのに、その改正を検討委員会としてはどう受け止められたのか。もうそれは最初の走りどおり、改正を検討しないでそのまま進んだのかどうか、その辺、最初がどうで、それから改正があってからどう何か変化があったのか、ということについてお伺いします。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） まず、旧石井家住宅の保存整備事業につきましては、ふるさと南関応援寄附金を活用し、白秋の母の里である歴史的資産と観光的資源として両立した保存整備を行い、白秋生誕の地、ゆかりの地、南関として、ふるさとの偉人を記憶、理解し、町民のふるさとを愛する気持ちを育むよりどころとして、未来を担う人材教育及び町内外に交流人口の増加を図ることを目的として事業を進めているところでございます。

また、その次の文化財保護法の改正につきましては、まず、文化財保護法の趣旨としては、過疎化少子化高齢化などを背景に、文化財の滅失や、3密等の防止が緊急の課題であると、国が捉えております。その中で、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域総がかりでその継承に取り組んでいくということが必要であると。その一部改正の中で、地域における文化財の総合的な保存活用と、また、2点目に、個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直しというものがございます。ですので、文化財保護法の改正につきましては、文化財としての価値を存続した上での活用と、基本的な部分は変わっておりません。近年、観光面での活用に対する補助金等が充実をしており、様々な活用が見られますが、それについてもしっかりと文化財の価値を守った上での活用であると捉えております。以上でございます。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい、分かりました。単なる、第二の御茶屋跡つくろうという考えでないということが聞けたのはよかったですと思いますが、私もその目標といたしますか、今教育課長が言われたとおりですね。一つは、今回に配られた、漫画、北原白秋物語ですね、これに大きくその意味合いが込められてたんじゃないかな、というふうに思いますね。本の中にも、冒頭に町長の挨拶でも述べられてましたけども、南関町で生まれ育った子どもたちへふるさとの興味関心を向上、郷土教育と将来の生き方、社会を受けるきっかけにあるキャリア教育、これにつながるような、目標にしたいということでこの漫画をつくったということが、イコール、この旧石井家住宅にもちゃんと残っているといたしますか。それをきっかけに始められたというのは、それは非常に共感したいというふうに思います。それからもう一つは、先ほど言われました、観光効果ですね。単純に観光ということではなくて、町のイメージをアップする、それから関係人口を、訪れる人を増やして町の活性化を図るっていう、この二つの事業の教育面と、町の活性化っていうこの二つが、やはり目標としてしっかりあるべきじゃないかな、というふうに思ってたので、それは確認できましたのでよかったですと思います。

もう一つの保護法の改正に対しての対応といたしますか、ですけれども、これ、国のほうの考えも非常にいいなというふうに私も共感してるんですけど、結局、保護だけじゃなくて保護と活用、両方やりなさいよっていうと、一見、なんか保護を半分にするみたいな、意味合いがとら

れがちなんですけども、決してそうじゃなくて、保護するためには、活用と一緒にやったほうがより長く保護ができますよ、っていう保護のための改正なんですよね。ですから決して保護を軽視しているわけではなくて、しっかり、人が変わっても、ちゃんと受け継げられるように、あるいは、金銭的なものを生み出すことによって、それが活用が保護のための金銭が生み出せるっていうことで、結果としては保護重視の改正だということで、今、一応考えとしてはそうやって、両方を考えているというふうにおっしゃってるんですけども、私の目から見ると、まだまだちょっと保護重視で、活用面が弱いなというふうに思います。さっきの繰り返しますけど、保護するための活用なので、そこは検討委員会の中で、もっとこう強く扱ってもらいたいなというふうに思いました。

次の質問に行きますけども、それを今の目標、教育面と観光面、にぎやかにする面ということを推し進めているためには、やっぱり、目標とする姿を実現するための戦略とコストがあると思うんですね。それを、どういうふうに考えられているかということ質問したいと思えますけども、まず、この北原白秋と各自治体の関わりのところというのは、南関町だけじゃなくともうご存知ですか、いろいろありますよね。1番有名な柳川市が白秋生活白秋記念館。この中には資料が非常に充実しているし、式典イベントも非常に盛んにやられてるっていう。2番目にはやっぱり小田原市かなというふうに思います。小田原市には、白秋童謡館と白秋童謡の散歩道というものがそろってます。3番目には、東京に各地記念碑、記念看板といいますか、残ってるんですね。白秋は結構何つうか、引っ越しマンみたいな形ですね、あちこちを短期間にいろいろ引っ越しているんですけども、世田谷の若林とか東馬込とか神楽坂とかですね、いろんなところあるけど、そこを見ると、やっぱり石碑が建つところもあれば、単純に看板で終わってるところもあるし、何もないところもあります。質問なんですけどもそういう各自治体がいろんなレベルの差はあるにしても、白秋との関わりを訴えようとしてるんですけども、そういう中で委員会としてはどの自治体をそういった事例研究をされましたか。

○議長（立山秀喜君） 一般質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

—————○—————
休憩 午後3時15分

再開 午後3時25分
—————○—————

○議長（立山秀喜君） 一般質問の途中でありましたので、これを続行します。町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。保存と活用ということで、どこの自治体といいますか。取組を活用に使われるということでしたので、ちょうど休憩だったものですから町長室に戻ってきました。せっかく皆さんおられますので、白秋関連の見ていただきますけど、これ柳川市で作られたカレンダーでありまして、中はいろんな柳川の施設とか白秋関係載ってますけど、これは表紙は馬車が北原白秋の生家のほうに向かっているんですね、そして丘の上に山荘づくりの自宅が描いてあります。この詩がですね「この道」の「お母様と馬車で行ったよ」という詩なんですよね。柳川市も、南関町のそういった絵をトップに描きながら、自分たちの市でもそういったものを活用していただいているということですね。南関とのいろんな関係は、以前と違ってもう本当にいい白秋とのつながりがありますので、ぜひ柳川はいろんなところで参考にさせていただきたいと思います。

それともう一つ、これもちょっと町長室に飾ってるんですけど、これは白秋生誕130年記念で、白秋サミットが柳川で行われました。そのときには柳川市長もちろんですけど、先ほど小田原市を入れました小田原市長さんと三浦市の市長さん、それと五足の靴の牛深ですけど、天草の市長さんと私と5人がパネラーでサミットを行いました。もう9年前ですので、来年が140周年になります、白秋生誕の140周年になりますので、柳川がどこまで考えられるかわかりませんが、これからいろんなやっぱ白秋のそういった、活用っていうかそういったものをしていくには、柳川が一番近いんですけど、特に身近ないろんな交流というか、そっちの視察も行ってませんが、深い関係がある四つの市もありますので、ぜひ、そういったものも活用させていただきたいと思っています。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。私もいろいろと調べてみたんですけども、イメージ的に一番近いのは、小田原市の取組かなというふうに思いました。といいますのは、北原白秋は童謡ですごく有名になったんですけども、その童謡というのはほとんど小田原に住んでるときに書いた詩なんですね。それが童謡になってると。何でそうかという時代的にちょうど童謡というのが流行り始めた、ラジオが普及して童謡が始まる環境もあったんですけども、白秋自身も結婚して子どもが産まれたのが小田原のときなんですね。ですから、自分の子育てをしながら、自分の故郷、南関も多分思い出しながら、童謡を書いたんだろうというふうに思います。という意味で、小田原は「白秋の童謡館」というのを設けて、白秋がつくった童謡を一つの建物の中に展示して、童謡館まで小田原駅から歩いて4キロなんですけども、その4キロのところ、駅から「白秋童謡の散歩道」というものを設けて、それで一つの観光課も含めてやってるんですけども、これは何か今、南関町でやってる、この前日曜日ありましたフットパスのですね、ああいう取組をされてるんで、非常に近い形でこれを参考にできないかなというふうに思って。これはいいモデルないなと思って調べてみたんですけども、ところが、実際に行ったわけじゃなくてネットで調べたんですけども、あんまりいい評価が出てないんですよ。何で評価が出てないのかなっていうと、一つは、散歩道に確かに童謡が10個ぐらいずっとこうあるんですけども、残念ながら看板なんです。看板に、詩を書いて、そのいわれの説明は一応書いてあるんですけども、ちょっと見た感じが、あくまでも説明文みたいな形で残念だなっていうのが一つ。それから、白秋童謡館も見た人の感想を書いてあるのを見ると、「いやあ、ちょっともう少し期待してたのに」って中身を、多分私も見てないかわかんないですけども、童謡を並べて説明してある分だけだなというふうに思いました。ということで、アイデアはよくても、やることちょっと中途半端ではなかったのかなっていう、中途半端だったから結局、外から来る人たちに対して、感動しますかね。感動を与えることができなかったの、中途半端に終わってしまったのかな、それでどんなところを、県でどんなことがあったらば、その来た人に感動を与えるかということで、ちょっといろいろ調べてみたんですけども、こういう言葉があったんですよ。「風景の好みは時代とともに変わる」という言葉があったんで、その象徴的なものが、「聖地巡礼」で聞かれたことありますか。アニメでよく登場した有名どころが、それが聖地になって、観光客とか特に海外の人たちが、非常に訪れるっていうことですね。ですから、昔からいいなという風景があったとしても、時代とともにそういう、ちょっと違った観点での風景がすごく人気になって、人と人が訪れるようになるということですね。ですから、

本当にその時代を読まないで、人ってというのはやっぱり呼ぶ、魅力化を図れないんじゃないかなというふうに思います。

もう一つの事例が、やっぱり熊本県庁の前にあるワンピースの銅像ですね。今、県庁だけじゃなくてずっと益城のほうもずっと、ワンピース銅像めぐりというのが、もう出来上がってきてるっていう。で、この銅像ですね、まちづくりに最初に活用して成功した事例が朝のドラマにもなりました。鳥根県の境港の水木しげるロード、あそこ行くと、水木しげるの漫画に登場人物ですが、ずっと駅から、もうそれもこの記念館があるんですけども、その間にずーっと銅像があります。ですから、時代っていうのは何かというと、やっぱりSNSの影響じゃないかなというのもですね。SNSで、自分が行ったときの写真を、掲載する投稿する。ですから、「映え」「見映え」という言葉が出ておりますよね。見栄えがする場合は写真はいかに撮れるかっていう。ですから、そういう映え写真が撮れる、アニメによく登場する部分の風景のところで自分が写って写真を撮るとかですね、そういうところが、映え写真につながってるんじゃないかなというふうに思います。そういう面では、看板とか歌碑ですね。平面二次元的なものの文字計よりも銅像みたいな立体形のものが、やはり好まれるといたしますかね。そういう映え写真が撮れるんですね。その写真が例えば白秋さんの銅像があったら、白秋さんと一緒に写真が撮れるというふうに、それが送れるっていうことをですね。それともう一つは単純に自然な風景だけよりも、感動的な写真がとれる場所、いろんなスマホもいろんな操作がありますが、そういったところが操作ができるものとか、最近、話題になっている富士山とコンビニが一緒になるとかですね。ですから単純に、風景だけじゃなくて人工物等のマッチングなどということで、風景もこの人が魅力をつけるためのもの、っていうのが時代とともにやっぱり変わってきているんですね。ですから、その活用保存、単純に保存だと昔のことばかりをやりたがるんですけども、そうじゃなくて、保存は保存でちゃんと守ってプラス、人を引きつけるだろう、その時代の流れというものをですね。その活用の面には、必要じゃないかなというふうに思いますけども、質問として、こういう活用面の話っていうのは、委員会の中でどのくらい、話されてるもんなんですか。ちょっと、聞かせていただければお願いします。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） まず、様々な活用に関する他自治体の事例及びご意見についてありがとうございます。全国的に有名な詩歌や歴史上の人物や漫画の登場人物など、現在存在しないものを銅像などと建て、観光資源等として活用し、成功している事例があることは存じております。その中で、旧石井家住宅については、日本を代表する、詩人北原白秋の母の里、第二のふるさとである南関町にとっては、北原白秋の自書「思い出」に見る石井系の邸宅を現地でできうる限り保存、また、活用の部分としては、新たにVRを活用した展開なども、ご提案をさせていただいたところでございます。また、偉人漫画「北原白秋物語 二つのふるさと」では、小・中学校の児童生徒に配布をしております、教育資料として各学校で活用されております。この漫画についても、教育資料のみならず、幅広い活用が見いだせると考えております。また、いわゆる環境観光を中心とした有識者の方々については、検討委員会の中には入っておりませんが、今申したような、教育面、観光面、観光資源を活用した部分については、検討委員会の中でも議論がなされているところです。また、観光面につきましては、まちづくり課職員を委員として、助言を頂いております。以上でございます。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。VRとかいいですね。漫画とか、ぜひそういう観光面の有識者の方も入ってくると、だいたいの内容が変わってくるんじゃないかなというふうに思います。そういう活用を考えたときにもう一つのポイントがあって、それは、点から面といいますかね、線、地域、皆さんも考えられてると思いますけど、白秋の生家の母屋だけを考えると、白秋と関わりある南関町を広げていくっていう形ですね。それから、この事業は、住宅っていう観点じゃなくて、住宅は拠点にはなりますけども、活用面では、南関町全体を入れていくっていう形のものが、そういう面ではそういう材料が、今先ほどのフットパスの動きも出てきてますし、あと白秋が南関町を読んだ詩ってというのは60句あるんですよ。ですから60区とフットパスを、やっぱり先ほど小田原ではあまりうまくは行ってないというふうに申しましたけども、それを事例をもとにうまくいく散歩道を、やっぱりつくっていったほうがいいのかなというふうに思います。そういう面では、先ほどの立体的なものとか映え写真を撮るとか、あともう一つ、先ほどの聖地巡礼の中で、実は私もこれ知らなかったんですけども、いろいろと調べていくと、子どもたちが、若者たちが非常に喜びそうな、ブラウザゲームっていうゲームがあって、それは有名な文豪たちがアニメで出てくるんですよ。「文豪とアルケミスト」というゲームなんですけども、そこに白秋が登場してくるんですよ。と、白秋がまた格好いいんですよ。だから、これをそのままということじゃなくて、こういうことも含めて考えていくと、何かまた時代に合った、子どもたちもまた関心を持つと思うんですよ。このかっこいい白秋が育った町だということでもありますし、外部からの交流人口を増やすのにも、非常にこういうことを検討していくことが効果があると思いますけども、文豪とアルケミストは見たことありますか。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） ゲームを余りやりませんので、なかなか分からなかったんですが、ちょっと確認をさせていただきました。今、中村議員がおっしゃったとおり、ちょっと美形の、白秋さんが出てくるというところで、これについても、柳川市のほうで、「北原白秋没後80年特別企画展」というところで、「白秋と若き分子たち」というようなコラボレーション的なイベントが開催されているというところは承知しております。またこの中で、キャラクターの等身大パネルであったりコラボのグッズの販売等をされているというところですので、こういった事例についても、しっかり調べさせていただいて、南関町にどう活用として活かせるかは検討していきたいと思います。以上です。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。ぜひお願いしまして、検討するときに、やっぱり先ほども申しました、観光にある程度精通された方とか、人を引きつけることが上手な人だとか、この前うから館の地域おこし協力隊の方も紹介しましたけども、ああいう感じの人をその検討委員会の分科会でもいいんで、その活用、今の時代といいますかね。今の時代人が呼び寄せるような活用策としてどんなことがあるかというのを、分科会で検討してもらって、それを検討委員会で答申してもらって、その活用面と保存面がどう合体できるかという、そういう流れをつくられたらどうかという提案なんですけど、その辺いかがですか。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） 分科会についてはちょっと考えておりませんでした。庁内に地域おこし協力隊、まちづくり課、教育委員会と役場内に入っておりますので、活用の部分についてはしっかりと協議をしながら、また検討委員会にそういった内容の部分の部分を上げられるような仕組みは構築していきたいと思っております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。ぜひ、進めていただきたいというふうに思います。

次に、そういうときに今度関係しているのが、予算、お金ですよ。いろいろな活用面考えてみたけども、検討委員会から、いやもう予算ないんだよ、というふうに言われちゃうと、もう何も進まなく、絵に描いた餅になってしまいますので、やっぱり、そういった活用面を考えるためにもその保存の部分での見直しを必要かなというふうに思います。今、大体、母屋の改築に7,000万、それから、その後それを管理する人の人件費的なもので、10年間分の2,000万という形で、今何か活用策を考えても金ありませんよ。VRの部分は予算取ってありましたけども、VR以外のものは入りませんよっていう形になると、何のために活用の検討するかというのは、そういう気持ちも、多分そういう人たちも起きなくなるんですね。やっぱりそこはもう1回見直してもらいたいなというふうですね。特に私が提案したいのは、もう中に入らなくてもいいんじゃないかなと思うんですよ。展示会、中で展示をするとか、あるいは、内装を見てもらうという形で中に入れるという構想で聞いてましたけども、もうその母屋だけの話じゃないんで、広い地域としての展開策なので、もうあそこを中に入れないとなると改造改築改修費はかなり削減できると思うんですよ。多分半分ぐらいになると思うんで、それともう2,000万の10年間の管理費も中に入れないとなるともう不要になりますので、そういったものも含めて、どのくらい活用面に予算が回せるかというところも含めて、分科会を開いてもらいたいな。ただ分科会だけあっても、結局お金がないよという形になってしまうので、分科会に活用面にこのくらいお金がかけられますよ、というところも含めて、分科会で活用してもらえよというふうに思います。

はい、じゃ、次のもう一つの要因として、進まない要因として、ちょっと考えたのが、どうも今までの進め方が、何て言いますかね、対象といいますかね、ごめんなさい、ちょっと言い方悪かったですね。南関町民全体を巻き込んでないというところが、もう一つの進まない要因かなというふうに感じてます。先般、アンケートもやられてましたけども、設計を外目地区の方だけのアンケートだったんで、何で全体にやられないのかなあというふうに、思いました。昨年、うから館で町民説明会があって初めてそこで、外目地区の人以外が、いろんな意見が述べられる場が初めて設けられたんじゃないかなというふうに思いますけども、席上でまた私も予想以上に、今の進め方に反対意見の人が多かったし、当然賛成の方もいらっしゃいましたけども、一部だったんじゃないかなというふうに思います。でもこれの壁をやぶるのは、やっぱり先ほどの漫画、北原白秋の漫画「二つのふるさと」だと思いました。といいますのは、あれは一小校区の人だけじゃなくて全部の生徒たちに配布したっていうところは、こういう進め方が必要じゃないかなというふうに思って、今までのどうも進め方は、ちょっと言い方としてきつくなるかもしれませんが、設計法上のためとか、第一小学校のためとか、そういった面が、実際にそういう言葉は知られてないんですけども、やっぱりこう周りから見ると感じられるんで、それを南関町全体として、これ白秋というのは自慢ができるんだよっていう形の、や

っぱり巻き込みが足りないんじゃないかなというふうに思います。ですから対象を、今までは部分対象だったのを、南関町全体対象部分から全体の巻き込みを、考えていければなどというふうに思いますけども、そのあとの考え方はいかがでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） 今おっしゃるとおり旧石井家の保存、整備につきましては、やはり一部というわけではなくて、南関町全体の部分で漫画の活用もございます。そういった中で、子どもたちの意識というものが変わりつつあるというところを実感してありますが、第二小学校区でふるさとマップを作成されております。子どもたちが、このマップ、歴史上の点在する部分をそれぞれ、QRコードで読みこめば子どもたちの解説が出ると、その中の表紙の中で北原白秋というものが取上げられておりますので、こういった形で、教育効果という部分はなかなか出てはきません。広がりあたりも、ただ、地道な部分の活動も通して、町全体に広げていければというふうに考えております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今教育課長が申しましたとおりですけれども、もう一つ今回チャンスが生まれておまして、うから館の改修事業を行っております。うから館という名称がもう、何回かご紹介しましたが、白秋の詩で「大津山ここのお宮の見晴らしを。うからどもと我ら涼しむ」ということで、うからっていう、そこ出てきますけど、「うから」というのは「民衆」という意味でありまして、そういった民衆という意味をうから館に使う、うから館の建物がつくられました。ということですので、今回来年の10月8日は、うから館のオープニングで町内の小中学生全部を巻き込んでオープニングイベントをやらうと思っております。ですので、その「うから」とうから館と白秋と結びつけながら、子どもたち町内全部の子どもたちも一緒に巻き込んで、子どもたちだけじゃなくて、いろんな年代の方を巻き込んで、皆さん一緒にこの子このうから館を使っていきましょう、というような形で白秋の作った詩も役立てていきたいなと考えています。

○議長（立山秀喜君） はい、6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい、ありがとうございます。白秋の件、石井家の件はここで終わりたいと思います。是非、検討委員会が新しい動きに変わっていくことを望んで、次のテーマに移らせていただきます。

同じ文化財なんですけども御茶屋跡、南関城について、よろしく願います。まず御茶屋跡なんですけども、ご存知のとおりボランティア団体で運営してるんですけど、当初50名だったのがもう半分になって、担当も当初は2人だったんですけど、現在は1人担当が、だんだんと多くなってきているという状態です。こういう状態で、どうしていくかということなんですけども、これ、後半の人口減少問題と本当に一緒に、高齢化によってどんどん、どんどんと人がメンバーが減っていくということで、このままだと本当に下り坂でボランティア団体が少なくなっていくんじゃないかなという、伝楽人でも維持ができなくなったら、白秋石井家のときに出ましたけども、シルバー人材に依頼するのか。シルバー人材が対応できなかつたら、教育課の職員で対応するんですかっていう、そういうことじゃないと思うんですよね。ですから、そういう事態にならないように、現時点から早く何か手を打って、町唯一の国指定の文化財なので、こういう事態になったらそれこそ、ボランティア団体が維持できなくなったら、維持費

をどっかでお金をもっとかけてやるようになるので、そういった面では維持費、将来の人たちに高いもののお土産になってしまうので、やっぱりこちらも利活用の策を考えながら、ちゃんとメンバーが、あるいは収益がってということもあると思いますけども、そういったものを今のうちから考えていく必要がある、というふうに思ってますけど、現時点で何かこういうことって教育課の中では検討されてますでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） 南関宿場町伝楽人の活動につきましては、御茶屋跡の文化財としての活用継承を通じ、地域振興へつなげる活動として南関町が誇るものであります。今後も可能な限り協力し合い継続していくことが望ましいとは考えておりますが、中村議員のおっしゃるとおり、会員の高齢化であったり会員数の減少など課題がございます。新規会員を増やす取組の強化、現状を踏まえた活動内容の見直しなど、話し合っていく必要があるとは考えておりますけども、現状のところ、それを打開するような案というものは出ておりません。以上でございます。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） ぜひこれからも、伝楽人一緒になってもいいと思うんですね。やっぱり打開策を何ていうかな、大きく変えないと多分変わらないと思うんですよ。だからその大きく何をやるかっていうところを、一緒に考えて文化財を利活用できるだけ長く継続できるような形を、町としても、ぜひ考え一緒に考えてもらえればというふうに思います。

もう一つは南関城跡ですけども、これ、お城マニアっていうのがいらっしゃって、たまらないそうですね、壊れた城が。私どもはお城がないのに何で来るんだっていうふうに思うんですけども、やっぱり間に合っているのはそういうものなんですね。ですから先ほど、町長の答弁もありましたけども、国は早く手を付ければ国指定するよということですけども、全協なんかでもお聞きして、地権者で200何人もいて、それも大変だということをお伺いしたんですけども、私は別に買い取らなくてもいいから、今のままでいいんじゃないかと思うんですよね。今のままでいいし、改修しなくていいし、もちろん建物なんかとんでもないっていう形でですね。今のままで活用策というのが、もっと考えられると思うんですよね。ですから破城は破城の魅力を出せば、いいことなんですね。そういうものを、その活用、保存だけでなく活用策というのは、もういろんな形のものがあるし、時代とともにやっぱり変わっていくんで、その時代とともに、活用策を考えてもらいたいなということで、ちょっと最後の破城の魅力に対して、教育課のほうは何か感じられてますか。

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育課長（城野和則君） 南関城跡につきましては、指定相当の埋蔵文化財としてリスト化をされております。先般、5月28日に文化庁の調査官が直接、南関城跡については視察をされているところです。またこの本遺跡の大きな特徴としましては、石垣を壊して、堀のそこに落とされた石垣の石を片づけながら、より過保護の石垣を壊すといった徹底的かつ丁寧な破却が行われていることであり、この部分については県内あるいは九州の近世城の部分でも、類例がないと思われまます。南関城は熊本県北における数少ない部分であり、ほとんど開発にも遭わず、極めて良好な保存状態であることから、史跡としての価値を有するというところでございます。このように、ほかに類を見ない破城が行われたことが、南関城跡の価値であり魅力であるため、

破城の痕跡が確認できた発掘調査か所を現地で公開を現在しているところでございます。遺跡の理解を深めるための整備等は、3月議会の中でも答弁をしておりますが、国指定の指定手続を経て、国史跡となった後のこととなりますが、保存活用を考える上では、遺跡の本質的価値である南関城の破城を見せることについては、重要なことと考えます。その部分では、更に活用を考えていかなければいけないのかなというふうに捉えております。以上でございます。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい、ありがとうございます。この件についてはここで終わります。

2番目のテーマに移らせていただきます。人口減少問題で先ほど町長答弁からもありましたけども、今まで住んでよかったまちづくり等の成果がでてきて、何とか脱却はできたんですけども、ただ下がり続けるっていうのは同じなので、ちょっと角度が上に上がったただけなので、やっぱり取組は大きく角度を変えるか、あるいは理想的には、どっかで並行状態に持ってっていくっていう、そういった取組がやっぱりこれからもう必要ではないかなというふうに思いますし、当然町長もそうは思われているというふうに思います。それで、今回の新しい会議名は、人口戦略会議というのが指摘してるのが、20代から30代の女性の人口をどう保つかというところで、これって結構鋭い視点をしてるなっていうふうに、1点だけをここだけを増やせば人口は減りませんよ、っていうことをなかなかいいところを掴んでるなというふうに思いますけども。でも1点なんだけど、これはいろんな要素が絡んでるんで、これを上げるのっていうのは結構大変じゃないかなと、いまだにそれを効果的な取組をしているモデルの自治体というのはなかなか出てきてないですね。これをやったから人口が増えたと、当然企業誘致をしてから人口増えてるというのはあるんですけども、20代30代の女性をターゲットにした、人口減少、人口増出等を行ったっていう事例的な自治体は残念ながらまだ出てきてないですね。どういうパターンかっていうと、これはもう当たり前のことなんですけども、南関町で育った女性が南関町に、一つは住み続ける、そういうまちづくりをするか。二つ目としては、一旦進学や就職で町外に行ったんだけど、やっぱり南関町に戻ってきたいなあとというふうに思うまちづくりをするか。三つ目は、いや南関町は生まれも育ちも関係ないんだけど、何か九州に南関町という住みやすいところがあるねっていうふうに思わせるっていう、その三つがパターンだと思いますね。南関町も住んでよかったプロジェクト、佐藤町長がさっき他の自治体に比べて、早い時点でこれを取り入れられたんで、こういう結果が今回、出たんだと思いますけども、もうこれだけだと、ちょっと先行してやったときには効果が出たと思いますけど、あちこちが同じようなことやっていますので、これだけだとやっぱり弱いですし、今度は20代30代の女性をターゲットに対策、施策を、新しく、住んでよかったですけど、そのままでいいと思うんですけど、それとはまた視点の違う人口減少対策の、20代30代の女性をターゲットにしたっていう施策が必要だと思いますけど、こういう20代30代の女性対策というのは、まちづくり課で何か、議論はもう始められていますでしょうか。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） はい。議論と申しますか、今現在、荒尾・玉名地域結婚サポートセンター「KOIBANA」っていうのがありまして、こちらは平成22年の6月から有明広域行政事務組合が直営で運営している、会員制の結婚サポートセンターになります。会員の入会条件としましては、20歳以上で、婚姻または婚姻関係でない方、学生は除く、荒尾市、玉

名市、玉東町、長洲町、和水町、南関町に住んでいるか、勤務または将来居住を希望している方となっております。南関町在住の男性が町外の女性と結婚されて、南関町に住んで頂ければ二重の喜びとなります。また、南関町の女性が町外の方と結婚されても、南関町に住んで頂くケースも考えられますので、南関町に住みたいと思っただけのような取組と、PRを続けていく必要があると考えております。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。婚活レベルの話じゃ足りないと思うんですよね。この20代30代を引き付けるっていう町を、町が引きつけるっていうことを。それで、じゃ、何で若い女性は都会に行くかっていうその理由を、やっぱりきちっとく捉えないと、対策というのが打てないんじゃないかなというふうに思います。私は大きく三つあると思うんですよね。それについてちょっと質問をしていきたいとします。若い女性が都会に出てくる理由として、まず一つは、やりたい仕事がない、仕事の選択肢が少ない、ですね。もうここが一つ、若い女性が都会に出ていく理由だと思うんです。当然、地方でも人手不足で、いろいろ求人募集をするんだけどそれでも集まらない。それは若い女性の人たちにとってはやりたい仕事がないからだと思うんです。ですから、その町に若い人たちの仕事をどうつくるか。それと今の若い方たちは、結婚しても子どもができてもしっかり働きたいという気持ちが非常に強いので、やっぱりその働き場をつくるっていう点、非常に大きなポイントだというふうに思いますけども、若い女性の人の雇用問題について、南関町、取り組んで、もう既に計画を立てるんだったら、教えてもらいたいですし、まだ、計画まではいかないんだけど、こういう動きをしたら効果が出るんじゃないかという、そういう考えがあったら教えていただければと思います。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） はい、検討中というか、今実際に行っている事業になりますけれども、ちょっとその前にご説明を申し上げますと、女性の就業者の割合に関しましては、少し前の全国の統計になりますけれども、主要3産業別に見ると、医療福祉が多く、次いで、宿泊業、飲食サービス業となっており、その次が生活関連サービス業、娯楽業の順になっているようです。2015年9月に女性活躍推進法が公布されて以降、女性活躍、女性の社会進出という言葉がよく使われるようになったところです。女性が社会に出ることが当たり前になってきた社会になったと思われまます。令和2年の厚生労働白書によりますと、日本における共働き世帯の割合は約6割を超えているということです。人生100年時代と言われる日本では、豊かに生活していく上でも、できるだけ長く働くことが必要であるという考えになってきているのではないのでしょうか。そういう社会情勢の変化から、女性自身も学びや就労に対する意識が、女性の高学歴化、未婚化晩婚化へとつながってきているものと考えられます。町では、令和4年度から住民提案型事業とマルシェ開催事業を実施し、住民の方が主体となって町を活性化につなぎ、町を盛り上げていただく目的で行っております。自分たちの住んでいる町を楽しんでいると思っただけ、同じ思いを持った人の輪が広がり、大きな力となって、将来的には事業を立ち上げたり、いろんな仕事にチャレンジできることが期待されます。そういったことから3年目となる今年度におきましては、従来の提案型タイプと別に、町からのテーマ設定タイプを設けて募集を行っているところです。また、住んでよかったプロジェクトにつきましても、令和7年度までが第3期の実施期間でありますので、PDCAサイクルに沿って事業の継続性

や見直し等の検証を行い、より良いプロジェクトを立ち上げていきたいと考えているところであり
ます。以上です。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい、そうですね。前回も一般質問でしたけども、住民型提案型の
もう1段階、要はビジネスにつながる、自分たちがやって、ボランティアで終わるんじゃな
くて、それが自分たちのビジネスにつながるっていう機会を、住民提案型の別ランクでもいい
し、そういうのを設けてあげて、なおかつやっぱり独立するための支援、町が何年か限定でも
してあげるということだと、やっぱりそこで、企業ができるベンチャーができるっていうこと
でベンチャー支援につながると思うんですよね。それを、今ちょうど、地域、住民提案型をや
られてるんで、その延長でやられると、南関だとこの新しいビジネスが、ちゃんとかうい
う形で町もフォローしてくれるよということ、関心ある人は若い女性も集まってくるかと。結
構、町、役場の仕事って、女性でもできる仕事ってというのは結構多いんで、いろんな形がで
きるかっていうふうに思います。

それともう一つは、やっぱり起業家支援ということですね。これはある程度、例えば大牟田
市も、これなんていうんですかね、「アウレア」っていうのかな、古い前の商工会議所のビルを
改築して、リモートワークができるとか、ワーキングスペースを設けて、時間当たり幾らとい
う形であるんで、ああいうものを設けるのを、費用もかかるんですけども。ただ、ああいうと
ころは、つくったからといってすぐにはなかなか効果が出ない。ただし、誰か1人が成功しち
ゃうと、そこに集まってくるものなんですよ。ですから、そこはやっぱりちゃんと、そうい
う場を設けたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので、単独でも設けるだけじゃ
なくて、大牟田と協力でやれるっていうこともありますので、大牟田のアウレア、できれば、
コンタクトして、一緒にそういう場を南関の人も使えるような形に持っていければ、いいの
かなというふうに思います。

三つ目にはやっぱり企業誘致、ただ企業誘致が工場系だと、女性の働き場、特に若い力で働
きがないんで、工業客を受入れやはり半導体の動きもありますので、必要だと思いますけども、
この案件のテーマの20代30代が働ける場を持った企業誘致という観点でも、やっぱり動く
って見る価値があるかなというふうに思います。事例として、沖縄が結構人口が減らないとい
うか増えて減らないんですが、これはいろんな要素があるんだけど一つは、コールセンターが、
早い時期に相当できたんですよ、沖縄に。コールセンターって若い女性が結構多いですね。
その関係もあるんじゃないかというふうに言われたんで、ちょっと事例出したんですけども。
工業用地も企業誘致も、若い女性をターゲットした企業誘致っていうのもすれば、この人口減
少対策につながるんじゃないかなというふうに思いました。ということで、一つ目が、若い女
性が仕事がないということで、二つ目が、やっぱり若い女性が考える問題点は、子どもの教育
問題なんですよ。これも、なかなか選択肢がないということで、都会にはいろんなタイプの塾
やクラブがたくさんあると。昔は東京の一流大学というのは、全国の地方から秀才が集まって
きて入学したものなんですけども、今の傾向を結果を見ると、ほとんどが入試対策を充実した、
首都圏や都市部の子どもたちの入学ですが、すごく上がってきて、そういう面では地域格差
っていうのが出てきてる。そうすると若い女性は自分の仕事だけじゃなくて、やっぱり自分の
子どもをよりよい教育環境で育てたいっていうところがあるんで、これも非常に難しい問題な

んですけれども、これも解決していかないと、これがやっぱり人口対策にならないと思いますけど、このあたりは何か教育長か、考えてますか、

○議長（立山秀喜君） 教育長。

○教育長（永杉尚久君） それでは質問にお答えいたします。教育関係では若い女性を含む、これから子育てをする世代と子育ての当事者である世代に対して、取組についてご説明申し上げます。一言で言えば、教育の質を上げて、それを情報発信していくというふうなことだと思います。現在本町では、よりよい学校教育を通してよりよい社会をつくるという理念を掲げた、学習指導要領による教育が全国において幼稚園、小学校中学校等で工夫展開されております。南関町では、地域コミュニティの基盤として、特色ある学校づくりを推進し、地域全体で支援していただくような取組を行っています。内容としては、南関町学校運営協議会全体会、南関町地域学校協働活動、運営委員会合同会を組織し、町全体で目指す子ども像を共有しながら、学校と地域が一体となった教育活動を進めています。具体的には、学校の要請に応じて、地域の方が学校運営に関する意見交換、ゲストティーチャーや事業への支援、学校環境の整備など多くの教育活動を支えていただいております。

また、本町の特色として、町内四つの小学校の高学年を対象に専科指導を行っています。英語、理科、算数の専門教員の配置による巡回型での専科指導を行っており、これは県内でもない取組です。英語教育の充実にも取り組んでいます。学校において、挨拶などの日常会話を英語で行うイングリッシュデイを行ったり、校内放送を英語でアナウンスしたりしています。中学校は教科の英語の時間をほとんど英語で行うなどの取組を行っています。本教育委員会も、中学生の英語検定受験料の補助を行うなど、取組を進めているところです。それと、小学生の体力向上策も行っています。部活動が廃止されたということで取り組んでいます。A - l i f e と提携し、四つの小学校の希望児童を対象に、放課後1回、週1回の運動プログラム、南関っ子クラブというふうに名称で実施しております。更に、特別支援教育や不登校の児童生徒の対応として、通級指導教室へと、特別な支援の必要な児童生徒に対して、小中学校を巡回して指導する方法をとったり、適応指導教室、中学校にひだまりルームを設置し、不登校の児童生徒に対応したりするなどの取組もあります。

更に、少子化が進む南関町内各学校の小規模化が進む状況が見られるように見受けられるようになりました。小学校教育の現状と課題等の理解周知を図り、将来にわたって質の高い教育を維持し、子どもにとってどのような教育環境が必要なのかを探るために、令和5年1月から庁内学校教育環境検討委員会を設置しました。そして庁内での情報共有を図るとともに、今後の取組の方向性等について協議を重ねてまいっています。その後、幼保小中学校の保護者、地域住民の方々への説明会やアンケート調査を実施して、頂いた意見やアンケート結果について検討を行い、今後の南関町の学校教育の充実に向け、調査研究を進めているところです。あわせてG I G A スクール推進の取組で、タブレットなどの通信機器を、活用した小小連携による、小学校ごとのリモートによる合同授業や小中連携による児童会生徒会の交流など、積極的に行っています。このように南関町において現在、小規模校のメリットを最大化する取組と、デメリットを最小化する取組を進めているところです。以上のような南関町の次世代を担う子どもたちのために、教育方針や特色ある取組の様子、そして成果としてあらわれている子どもたちの姿を、若い世代に積極的にアピールしていきたいと考えます。これから子育てを行う若い世

代に対して、従来の広報紙やホームページだけでなく、SNS等を多様な伝達手段を工夫し、研究していきたいというふうに、考えている次第です。以上です。

○議長（立山秀喜君） 6番議員。

○6番議員（中村正雄君） はい。いろいろと県、取り組まれているのがよくありまして先ほど言いました特色ある教育っていうのが、いかにこう、都会に住む女性に対して訴求できるか、魅力化できるかっていうのも、一つの目玉になると効果になると思いますので、ぜひ推し進めていただきたいというふうに思います。それと、学校教育は学校教育でこういう形で特色あるってことですけど、プラスアルファ、学校教育だけでできない部分というのがあるかと思えますので、そういうのも、町としてこれやっぱり教育委員会になるかどうかなんですけども、例えば前からちょっと、北原議員なんかも言われてる町営塾をうから館の中につくるとかですね。あと今オンライン塾みたいなのがあって、有名な進学塾の有名な講師が、オンラインで授業が受けられるよとかあるんで、決して首都圏になくても同じような教育というのは受けられるんで、そういう望みを持った、子どもたちにはそういう選択肢があるよ、っていうところを知らせれば、やっぱり若い女性の方もこの町で教育、子育てしようかという形があると思います。やっぱりこういういろんな選択肢を、特色のあるということと、あとは選択肢をぜひつくってもらいたいなというふうに、思いました。すいません、時間が来てます。

最後に三つ目は、もう非常に難しい問題で、若い女性は何で都会に住むかっていう理由の三つ目は、帰省ブルーって聞いたことあります。帰省、帰る田舎に帰るという、ブルーというのは気持ちがブルーになるというね。実家に帰ると、都会に住んでる、何ていうかな、この古い風習が、ちょっとこう悩みになるっていうか、この居心地が悪くなってくるっていう、違和感を感じるっていうものがやっぱりあるらしいんですよ、それから、ここを行政としてどうするかっていうのって非常に難しいんですけども、何らかの形でやっぱり取り組んでいかないと、仕事と子どもの教育とそこのつらさ、違和感。ここの三つ目を、なかなか取り組んでいかなくってはならないっていうふうに、思ってます。ここはもう質問しません。

ということで最後、もう終わりますけども、やっぱり若い女性が住んでもらって、人口減少に歯止めをかけ、大きな意味での効果を出すということで、今都会に住みたがる三つの理由ということで質問したんで、これから行政でいろんな対策、やられると思いますので、ぜひ、そういう観点でも、施策を組んでもらいたいなというふうに思います。ただ難しい問題もいっぱい持ってるんで、なかなか的確な施策は、ずばりと直球は出てこないかと思うんですけども、何球か、投げてるうちでどっか当たると思いますので、投げないのが一番、進まない原因になるかと思えます。これが実現すると、逆に都会の予算を持ってる自然豊かな町になるんで、逆にもう都会の女性がどんどん来るかもしれないですね、これを実現したらですね。そういう面で、人口減少が逆の方向になるという可能性もあるので、ぜひ、検討をお願いしたいと思いません。

その中でちょっと2点、具体的にちょっと考えてもらいたいのは、今旧庁舎等に進んでいるPFIの事業検討なんですけども、これは若い働き世代を引き寄せるための魅力ある町営住宅をつくるということなんですけども、そこに、今日説明した、若い女性が住みたくなる町っていうものを、そこの住宅の中にぜひ盛り込んでもらいたいんですが、それが成功すれば一つの施策にもなるし、その効果もできると思いますので、お願いしたいということと、もう一つは、

先ほど町長がうから館の中に、この若い20代30代の人が、住みたくなる帰りたくなるような施策を、このうから館の中にもぜひ、入れ込んで頂ければというふうに思った。ということで最後はまちづくりの新しい視点として、20代30代の女性ってということをですね視点に、いろんな施策、ほかの課の方も含めていろんな施策を取り組んでいかないと、この人口減少は効果が出てこないと思いますので、総合的な取組を期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（立山秀喜君） 以上で6番議員の一般質問を終了しました。

ここで10分間休憩したいと思います。

—————○—————

休憩 午後4時20分

再開 午後4時30分

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でありましたのでこれを続行します。

続いて、9番議員の質問を許します。9番議員。

○9番議員（境田敏高君） こんにちは。本日最後の質問者になりました、9番議員の境田です。今回の質問は先に通告しておりました、「地域公共交通について」と「鳥獣被害対策について」の2点です。

まず1点目の「地域公共交通について」です。現在我が町での公共交通は路線バス、タクシー、町内どこに行っても片道300円で利用できる乗り合いタクシーが運行されていますが、様々な需要に対応するのは難しくなっております。公共交通で困ってる人は、地域によっても立場によっても、移動に困っている人は様々です。多くの自治体も公共交通の維持・確保が厳しくなっています。今後人口減少、過疎化、高齢化に伴う地域課題はますます増え、公共交通に求められる役割は大きくなっていきます。住民に沿った早め早めの対策をとらねばなりません。高齢者の移動もその一つです。高齢社会の中において、我が町の高齢化率は41.7%です。高齢化や核家族の影響で今後単身高齢者は急増します。高齢者は事故を起こす確率が高いと言われていますが、免許を持っている高齢者は年齢とともに、免許を手放すということになるため、今後車の運転ができない高齢者が増えていくことが予想されます。車を持つ必要がない環境ほど、免許返納率が上がっています。今後増えていく、移動手段を失う高齢者の方が生活に困らないようにするための環境整備を進めなければなりません。我が町では、町外の病院への移動困難を訴えている高齢者もいます。通院目的の利用者を優先に、病院へのアクセスもとるべきです。無論、通学にも配慮しなければなりません。今、一般ドライバーが運転する、自家用車を活用しての日本版ライドシェアの実施を視野に入れる自治体が関心を寄せておりますが、中には自治体が運行主体となる既存の自家用有償旅客運送制度を使う自治体も出ています。今月、九州で初めて福岡市と糸島市、筑紫野市など8市7町で構成している周辺自治体の福岡交通圏で、ライドシェアが始まります。熊本県では、高森町が8月以降にライドシェアの実証実験に取組み、10月導入を目指しております。社会の進歩に伴って、移動手段も柔軟に対応していくことが重要です。町は、公共交通ネットワークの構築や地域の実情に応じた持続可能な交通実現に向け、地域公共交通計画の策定をすることが努力義務となっております。そ

ここで、我が町は、行政・交通事業者や公共交通利用者はもとより、地域住民、活動団体、各種施設などの関係者が一丸となって推進するため、「南関町地域公共交通計画」を策定されております。令和5年度から令和9年度の5年間の施策の進捗状況など、継続的にチェックし、必要に応じ計画の見直しを行うこととなっております。そこで、町内外への移動手段の環境整備で、日常生活に不便のない体制づくりの取組と課題について尋ねます。

次に2点目の「鳥獣被害対策について」です。農作物に被害をもたらす動物の捕獲にはハンターは欠かせません。しかし、ハンターの高齢化は全国的な課題となっております。最新の統計では、2019年度ですけど、21万5,117人に狩猟免許が発行されていますが、そのうち60代が5万8,433人、70代が5万6,758人で、80歳以上は1万人を超えています。我が町も気になるところです。また、我が町も耕作放棄地面積が増加傾向にあり、耕作放棄地の増加はイノシシによる農作物被害の増加、個体数増加の要因となっております。耕作放棄地の対策も急務です。2022年度の全国のイノシシ、シカの捕獲数は、イノシシが59万頭とシカが72万頭に上り、2008年度のイノシシ31万頭とシカ25万頭から増えています。ただ、農作物の被害額全体では44億円減の155億円で、捕獲数の増加と比べると、被害は目立って減っておりません。近年捕獲に頼らない対策を導入する自治体も増えています。抜本的な対策を講じなければ、被害はますます大きくなります。そこで猟友会・捕獲隊の活動内容も含めて、我が町の現状と対策を尋ねます。

この後の質問は自席で行います。

○議長（立山秀喜君） 9番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 9番境田敏高議員の「地域公共交通について」「町内外への移動手段の環境整備で日常生活に不便のない体制づくりの取組と課題について尋ねる。」にお答えいたします。

南関町の交通状況は、町域の北部を国道443号、高速道路の九州道が南北に縦断しており、県道についても町内を網羅的にカバーし、本町と周辺市町などを結ぶ道路ネットワークが形成されています。町外への公共交通としては、路線バスが山鹿・玉名・大牟田方面へ運行しており、町内全体を面的に乗合タクシーが運行しています。全国的な傾向と同様、南関町においても人口減少などを背景に、路線バスの利用者は減少傾向が続いており、新型コロナウイルス感染症によって公共交通も利用者減という大きな打撃を受けました。

しかし、一方で急速に進行する高齢化や、コンパクトなまちづくりの推進の必要性などを背景に、公共交通に求められる役割は今後益々大きくなっていくものと考えられます。このような中で、令和2年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、地方公共団体が中心となって、まちづくりなどの関連分野とも連携しながら、面的な公共交通ネットワークの構築や、地域の実情に応じた持続可能な交通の実現に向けた指針として「地域公共交通計画」を策定することが地方自治体の努力義務となり、町でも「南関町地域公共交通計画」を令和5年3月に策定しました。

本計画は4つの目標を掲げており、一つ目に、路線バスの利用促進・運行効率化や、乗合タクシーの効率性向上により公共交通の持続性を高める。二つ目に、路線バスや隣接自治体が運行する移動サービスと乗合タクシーの乗り継ぎによる広域移動を確保する。三つ目に、観光や福祉・教育・まちづくりの関連分野の取り組みと連携しながら、各分野の目標達成を支援する。四つ目に、交通結節機能の強化や情報提供などにより広域交通資源の利用を促進する。この四

つの目標を達成するため、それぞれの目標に合わせて施策を行うこととしており、令和9年度までの5か年を計画期間とし、施策の進捗や効果検証を実施していきます。

まず、町内移動に関する課題ですが、町が運行する乗合タクシーは、自宅前から目的地までドアツードアで行けるため、町内の交通空白地域の解消に繋がり、特に交通弱者にとっては利用しやすい公共交通であり、町内を面的にカバーしていることから、乗合率の向上やバスとの連携強化など細かな課題はありますが、大きな課題はないものと考えています。町外への移動手段の環境整備で日常生活に不便のない体制づくりの課題ということですが、日常生活の中で、町外への移動ニーズがどういったものがあるかを考えてみますと、通勤・通学・通院・特別な買い物の4点が中心的なニーズとして考えられます。住民の方で勤労世代は車での通勤を主とされていますので、日常生活に不便はないものと考えられ、通学に関しても、路線バスもしくはスクールバス、バイク通学を主とされています。通院に関しては、主に65歳以上の免許を持っていない世帯の方はタクシー料金助成事業により近隣の医療機関へのタクシー料金の2分の1を助成しておりますが、高齢化の進行や人口の減少が進む中、人口密度が少ないエリアでは、バス・タクシー事業等により日常生活に必要となる全ての移動に対応することは今後困難になってくることも考えられます。公共交通の事業環境が厳しさを増す中、利用者からの運賃収入だけで公共交通を維持していくことは難しい状況であり、バス赤字路線への補助など、町の財政負担が増すことも考えられることから、先ほど議員が言われましたような、多様な主体が連携して公共交通の利用促進や移動サービスの提供を支援していく仕組みを考える必要もあると思われまます。

次に、「鳥獣被害対策について」「抜本的な対策を講じなければ被害はますます大きくなる。そこで猟友会・捕獲隊の活動内容も含めてわが町の現状と対策を尋ねる。」にお答えいたします。鳥獣被害対策については、令和5年12月議会定例会で矢野議員、令和5年9月議会定例会で西田議員なども含め、幾度か答弁しました内容と重複する部分があると思いますが、ご理解いただきたいと思います。

町のイノシシ等捕獲体制は、南関町有害鳥獣捕獲隊へ捕獲業務を委託し、有害鳥獣の捕獲を実施しており、熊本県猟友会南関郷支部、南関町有害鳥獣捕獲隊と住民の皆さんの協力のもと、捕獲駆除を推進しています。本町での捕獲を実施していただいている捕獲隊は、令和3年度37名、令和4年度36名、令和5年度36名で推移しており、猟友会は、令和3年度34名、令和4年度42名、令和5年度46名で、増員となっております。町より捕獲隊への業務委託料として、年間840,000円と有害鳥獣の捕獲数により、イノシシ1頭当たり5,000円、他の鳥獣1頭当たり1,000円を支払っており、その他、県狩猟税の町補助金は南関町猟友会へ、免許取得費補助金は各個人へ支払っております。今後の課題としては、捕獲従事者の高齢化が進み如何に隊員の確保ができるかだと思っております。

また、令和5年度の本町における、イノシシによる被害状況は、農業共済農作物報告から、被害金額約4,240万円、被害面積は約1,670a、被害農作物は水稲となっており、町へ寄せられる捕獲依頼状況では、令和5年度26件で、イノシシが18件と最も多く、次にアナグマ・タヌキの順となっており、被害状況として水稲・タケノコ・野菜等の農林産物及び民家への出没等があげられます。なお、イノシシの捕獲状況は、令和元年度に351頭が、令和4年度では814頭と増加傾向でしたが、令和5年度には743頭と若干減少いたしました。

農作物以外の被害状況は、中山間地域を中心に深刻化しており、農地の掘り返しや水路のり面の損壊による水路の閉塞など、農地・農業用施設へも被害が広がり、営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加に繋がり、農村部に暮らす人々の生活へ深刻な影響を及ぼしています。

現在の鳥獣被害対策としては、1点目に、捕獲による個体数の削減であり、南関町有害鳥獣捕獲隊による捕獲業務、捕獲隊への捕獲器補充、捕獲従事者を確保するための狩猟免許の取得費補助を行っております。2点目に、侵入防止対策・農作物を守る活動支援として、電気柵やメッシュ柵などの防護柵を設置される際の取得費補助、国・県の補助事業を活用した防護柵設置の推進及び職員での爆竹等による追い払い等を実施しております。3点目に、生息環境の管理として、緩衝帯の整備、放任果樹の伐採や地域ぐるみで行う「熊本県餌付けストップ対策事業」を活用した正しい知識、効果的な対策の普及啓発活動等に取り組んでいるところです。

昨年度は、新たに5名の狩猟免許を取得され、その内4名が捕獲隊に入っていただき、現在、36名の体制で活動されており、「自分たちの農地は自分たちで守る」精神で、営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加に歯止めがかかればと思っております。今後の対策としましては、今まで以上の抜本的な方法の中々見当たらないのが現状であります。農家の皆様が大切に育てられた農作物・農業用施設等を守るために、今申しました鳥獣被害対策3点の総合的な取組みを引き続き実施し、地域ぐるみでいかに取り組めるかを集落の皆様方と協議していくことが必要であると考えております。

以上お答えしまして、この後のご質問については、自席からお答えさせていただきます。

また、詳細につきましては、担当課長がお答えします。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 1、公共交通についての再質問に移ります。現在、町内での先ほど言いましたけど、乗り合いタクシー、南関タクシー、福祉タクシー、路線バスの運行が行われていますが、町長の答弁では、町内移動には大きな課題はないとのことでしたが、以前、家までも行けない箇所解消、また、ここ最近の利用状況をお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） はい。乗り合いタクシーの運行開始当時は、10人乗りのワゴン車2台で運行しておりました。バス停まで移動することなく、自宅から目的地、目的地から自宅へとドアツードアで乗車でき、事前予約制ですので、行きたい時間に利用できるという利便性に富んだ交通手段と認識しております。しかし、10人乗りの大型自動車ということで、自宅までの道路が進入できないという事態が出てきたことで、令和元年10月から7人乗りの普通乗用車を1台増やして運行しております。それでも入れない道路がある場合は、利用者の方に、ご自宅からは少し離れた場所まで、出てきていただいている状況であります。それから、和水町立病院までの乗り入れを令和5年6月から運行している状況でございます。以上でございます。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 家まで住宅まで来てたんですけど、運転手さんが「危ない」ということで、小さい車に買い替えたんですけどそれでも解決してないんですね。高齢者の足の悪い方なんか特に、坂道を下って遠いところまで行って降りなくちゃいけない高齢者の方もおりますので、今後そういうこともなくすように、取り組むべきだと思います。この公共交通の利用、

先ほど言いました、やっぱり高齢者の方が多いです。今後年齢を重ねるごとに、免許保有者が減少して運転ができなくなる高齢者が増えてきます。車がなくて生活に困らない環境をやっば進めなければなりません。先ほど言いました、車が自宅まで来るような体制もとらんと、本当に高齢者は大変です。我が町の現状把握として、高齢者の免許保有率はどのように推移しておりますか、お尋ねします。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） はい、高齢者、65歳以上の免許保有率を申し上げます。令和4年12月末で、男性が82.6%、女性が50.3%、合計で64.9%という数値となっております。また、令和5年の12月末でいきますと、男性が83.1%、女性が51.2%。合計で65.6%という数値が出ております。以上になります。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） もう5割以上の方が持っておられますけど、ただ最近玉名管内で、65歳の高齢者が関係する交通事故は37件起きてます。負傷者は40人ですが、我が町の免許証自主返納の現状と推移はどのようになっておりますかね。お尋ねします。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） はい。自主返納率、自主返納者数を申し上げます。令和元年が42人、令和2年が40人。令和3年が42人、令和4年が30人。令和5年が26人、というところで、5年間で180人の方が自主返納をされたという、数値が出ております。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） はい、ありがとうございます。今後高齢化、人口減少ですね、町外などの移動などに全て対応は難しくなると思います。町長も言われました。私もそう思います。我が町の住民の方々の町内移動や生活日常を、どのように支援していくかといった大きな課題に直面します。先ほど180人が自主返納もされておりますので、まだまだ増えております。高齢者の、移動支援は通院、買物の手段を考えますが、高齢者の外出はそれだけには限りません。この点を十分認識するためにも、やはり現地に行って地域の方々の移動実態や要望を見いだすべきですよ。今後の対応に生かすためにもどのように把握されておりますか。お尋ねします。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） はい。通院や買物への利用が多く占めていると認識しておりますが、そのほかにも、南関町では交流センターや銀行、郵便局、役場、そのほか大牟田駅の西鉄バス利用に伴う庄山バス停までの利用も上位に占めているようでございます。実態把握というところまでは今現在、できておりませんが、高齢者の移動実態や要望については、今後は声を吸い上げて、検討材料にしていくべきと考えております。また、令和5年3月に策定しました地域公共交通計画の中に解決すべき課題を踏まえて、四つの基本方針を掲げ、その目標達成のため、施策の展開を推進しているところでございます。施策の実施状況については、毎年度進捗状況を確認し、評価、改善策の検討、計画の見直し等を行い、計画の実効性を高めていくこととしております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 私も住民さんの声を聞いております。やっぱり免許を持たない高齢

者の大半が移動に不便を感じております。特に病院の移動困難の声が多いです。路線バスの利用では、やはりバスの乗り降りに苦勞して、目的地に予定時間が取れないなどですね。やっぱ公共交通の利用離れが進んでおります。我が町で、自家用車を自分で運転しての移動が大変を占めております。しかし、年齢が上がるにつれ、自分で運転ができなくなり、移動が困難になり、家族による自家用車で移動が増えております。家に免許保有者がいても、移動に対応できない方もおります。先ほど言いましたが人口減少ですね親族や、近所同士の助け合いが、機能が難しくなっておる現状があります。そこで我が町では、運転免許証を持っていない世帯、また運転免許証を持っているが、入院入所している世帯、おおむね65歳以上の人、また65歳未満で障害手帳を持つる人にはタクシー料金半額助成金、月6回まで利用できるタクシー料金助成事業がありますが、家族に免許保有者がいても、町外の医療機関に連れて行けない、また送れない現状があります。タクシー料金事業の見直し、また町外の病院のアクセスももう少し考慮すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） はい。タクシー料金助成事業は、住んでよかったプロジェクト第1期目の平成23年からスタートしている事業であります。町内全域と玉名市和水町、荒尾市、山鹿市、大牟田市、みやま市の医療機関等へ町内のタクシーを利用した場合に、2分の1を助成する事業でございます。議員のおっしゃるとおり、家族に免許をお持ちの方がおられても、必要なときに送迎ができない場合も多々あると思われまます。地域公共交通計画を策定する段階で、民生委員の方へアンケートをとっておりますが、その中で、担当する地区において、移動困難な高齢者等へ自家用車で支援しているという方が半数おられたという実態がありました。民生委員の立場から、地域の中での助け合いということで実施されておられるようですが、交通事故等のリスクも懸念されていると思われまます。タクシー助成事業につきましては、見直しも含め、今後の課題として検討の必要があると考えております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） ぜひお願いしときます。今検討と言われましたけど、御船町はですね、御船町の議会じゃ「検討中」は禁句になってるんですよ。大体いつ頃まで検討されますか。そこだけちょっとお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） はい。こちらにつきましては、協議会の中でも課題として挙げて、そこで協議をしていかなければいけませんので、この計画が令和9年度までになっておりますが、そこまで長く持たせるのはちょっと、現状ですね、やはり、高齢者の方が多くて、そういった実際の声も上がっていることは把握しておりますので、そうですね。いつまでというのはちょっと申し上げられませんが、検討ができ次第っていうところで、お答えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 今の協議会と言われましたけど、これは、公共交通の協議会じゃなくてこの助成は町がすることです。町が独断で見直しするべきだと思いますけど、早く対応ができると思いますけど。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） 地域公共交通の協議会のほうでも、一応その旨は、課題として出したいと思っております。それから住んでよかったプロジェクトの中にもタクシー半額助成もありますので、そういったところで町としての協議事項として、上げていきたいと思っております。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 上げていきたいと思うじゃなくて、上げてください。やっぱり本当に困ったのですよね。そこんところよく把握してお願いします。タクシーの利活用策として、我が町はタクシー料金半額助成を取り組んでいます。利用が増えれば、その分行政負担額も増え、継続はもちろん難しくなる可能性も出てきます。しかし、これやっぱ福祉向上のためにも私は取り組むべきだと思います。先ほど町長の答弁でも言われましたが、広域移動ですね、全て町だけで運行維持していくのは無理です。私もそう思います。先ほど言いましたけど、現在お互い、地域を越えて助け合う定住自立圏が締結されております。毎年度、所要の見直しを行うとなっておりますが、近隣の定住自立圏の公共交通についてですね。地域公共交通に関する協議の場合に地域公共会議が設けられております。全協でも病院への乗り入は何度となく、多くの議員も要請も出しておりますけど、この件に関して会議の進捗状況はどのように進んでおりますか。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） はい。圏域の組織では玉名圏域、こちらは玉名市、玉東町、和水町の1市3町で形成する玉名圏域定住自立圏と、もう一つ、大牟田市、柳川市、みやま市、荒尾市、長洲町の4市2町で形成する有明圏域定住自立圏を形成し、同じ課題を抱える近隣自治体がともに連携し、それぞれの自治体が有する地域資源や特性を生かしながら、圏域全体の活性化と住民の福祉の向上及び地域振興を図る目的で形成されております。それぞれの地域公共交通に関する進捗状況ですが、玉名圏域では第2期の玉名圏域定住自立圏共生ビジョンが、令和4年度から5年間の取組として、年度ごとに数値目標が掲げられております。公共交通につきましては、持続可能な住民の移動手段確保事業として、バス及び乗り合いタクシーの利用者数を目標数値に掲げ、令和5年度の目標利用者数、61万3,000人から111%、111.9%の達成率で、7万3,000人多い68万6,000人という実績評価が出ております。それから有明圏域のほうですが、形成協定の取組内容としまして、1点目が、圏域内の通勤や通学、通院等の利便性の向上を図るため、圏域内を結ぶ鉄道等の公共交通ネットワークの強化とともに、関係機関等と連携して公共交通機関の維持確保及び利用促進に取り組む。2点目が公共交通の結節点となる鉄道駅等の機能の強化及び充実を図るとありまして、評価指標の数値目標を人口に対する公共交通バスや乗り合いタクシーの割合で、令和4年度が2.4%の目標に対しまして、実績が1.6%の達成度となっており、66.7%の評価となっております。また、令和5年度におきましても2.4%の目標は継続しており、実績がまだ出ておりませんので未評価の状況でございます。圏域の中で地域公共交通に関する会議は特に設けておらず、個別に対応している状況です。この数値あたりにつきましては、文書等でのやりとりでの数字が出ていた状況でございます。以上でございます。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 今交通確保とか達成率を言われましたけど、私が尋ねたのは、この

病院へのアクセスの話が、どのぐらい進んでいるかということを探ねたんです。先ほど言いました全協でほとんど、その問題は議員も出しとったですよ。どのくらい話が出るとか全然出てないのか、そこんとちょっとお伺いしたいんです。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。交通協議会、それぞれの市の協議会というよりも、和水の町立病院まで乗り入れができるようになりましたので、そのあと大牟田荒尾が中心としてそういった乗り入れがしてほしいという要望は今までもされておりました。ということで、大牟田のほうは、バスも出ておりますので、1番急ぐべきは、坂下、それと、第二校区第四校区から荒尾のほうに行く便がないということもありますので、荒尾の市長とは、そういった、乗り合いタクシーの乗り入れができるようにということで、シティーモールそして、荒尾の今回できました市立の病院ですけれども、そこまでは何とか乗り入れをさせてほしいという要望を出しております。これには交通協議会にはタクシー協議会等も入っておりますので、荒尾のタクシー協会の会長にも直接話をしました。タクシー協会の会長も、そういった事情ならばなるべく協力しましょう、という話はしておられますので、これから、うちの南関町の協議会も他交通協議会でもまとめなきゃいけませんので、荒尾市の交通協議会ともそういったところを、もう少し深く協議をしながら、荒尾にはぜひシティーモールもどうか分かりませんが、病院までは、なるべくそういったの南関乗り合いタクシーで行けるようにというお話を、これからも積極的にうちのほうから持っていきたいと思います。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） ぜひ積極的に進めてください。本当、みんなダイレクトに、なかなか時間的に取れないんですよ、乗り継ぎなんてですね。何度も言いますが、ほとんどの議員さんが、やはり病院に行きたいと、行けるような体制をとって、要望を持っております。よろしく願います。特に南関もですね、山鹿、玉名、場所によって玉名、大牟田が病院のほうか1か所じゃなかけんですね、そこんともよく、また特に、自立圏は結んでおりますから、いいとこ取り、お互いの助け合いがないとできんですね、そこんともまた、今進めておる中、話が出ましたので、もう一步ぜひ進めてください。

今度2025年問題ですよ、団塊の世代全員が2025年に75歳以上になり、人口の5人に1人が、75歳以上の後期高齢者になります。バスの乗り降りが困難な方がますますいますが、日常生活が我が町、町内だけじゃなくて、町外への外出も増えます。また働き方改革問題で、バスの便が少なくなる現状も出てきます。1日も早く対策をとるべきです。さて、山口県山口市では、民間タクシーを相乗りする取組が行われております。高齢者がグループをつくり、買物、通院などで一般タクシーを利用するとき、運賃から利用券の金額を差し引いた料金を乗り合わせた方々で負担する支援です。1乗車に1人1枚のみの使用ですが、相乗りすればするほどですね、特に利用できる高齢者を対象にしたタクシー利用券の交付ですけど、こういう制度も私は、取り入れてはどうかと思いますけど、いかがですかね。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） はい、よその自治体の取組を参考にさせていただきながら、今後協議していく必要があると考えます。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 早めにですね、一応調べて、いいのはパクってください。今月には、先ほど言いました日本版ライドシェアが九州で初めて、福岡市と糸島市・筑紫野市など8市7町で構成している、周辺自治体の福岡交通圏で始めます。このときに先ほど言いましたけど、高森町が8月以降にライドシェアの実施実験に取り組み、10月導入を目指しています。国は、タクシー会社管理の下で、自家用車を活用するライドシェアを認めておりますので、我が町も住民の移動の解決策の一つとして取り組めば、我が町の経済効果、活性化になると期待しますが、どのようにお考えですか、お尋ねします。

○議長（立山秀喜君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（田代由紀君） 日本版ライドシェアにつきましては、今年度4月からサービスが開始されているようです。サービスの背景としては、コロナ禍が明けインバウンド拡大などにより移動需要が急増し、都市部や観光地などでタクシー不足が顕著になったことから、日本版ライドシェアが始まったものと言われております。この制度に関しましては、まだ国のほうでも議論中であり、今月にも結論が出ると言われております。南関町地域公共交通計画の中にも、新たな枠組みなどによる柔軟な移動手段の確保を施策に盛り込み、地域での支え合い共助の取組を促進していくことも重要としております。今年度新たな取組といたしまして、住民提案型事業の中に、行政のテーマ設定型タイプといたしまして、道路運送法における登録または許可を要しない運送の対応として、法律的に認められるものとして、住民の方が自家用車を使って近所の方を送迎できるような取組の事業を、住民に広く周知しまして、そういった事業を今後立ち上げたいという住民の方が団体でおられる場合に、そういった補助を出して、地域の活性化につながるということを今考えているところです。以上です。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） このライドシェアですけど、やっぱりタクシー会社の管理が今、認められていますけど、国は、今度は個人でも運用できる法制度の検討を進めると方針を決めております。期間はまだはっきりはしてないですけど、この運行に町の金銭手出しはありません。この制度がもしできましたら申請などの手助けなどをすべきです。

ところで我が町高齢者が自ら運転される方が多いようですが、事故を起こす事案も先ほど言いましたように増えております。そこで高齢者ドライバー事故抑制に有効な、ペダル踏み間違い防止とドライブレコーダーなど購入補助金制度を設けるべきと思いますが、いかがですか。これ既に県は今年の2月26日購入、設置が完了するものが対象制度がありましたけど、町もこういうのを取り組んだらいかがでしょうか。どうですか。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） ただ今の案件につきましては、どうもうちの総務課のほうの安全係で持ってるようなところに起案すると思います。今持ってる要綱につきましてはちょっとこの辺が入っておりませんので、持ち帰りまして、再度担当者と話を進めまして、新しい方向でできるかどうかという施策を検討していきたいと思います。方向としては今年度うちに解決できればという方向で動きたいと考えております。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 先ほど言いました高齢者が多くて、事故があったら本当に家庭は暗くなり、不安になります。少しでも事故がないように、こういう面も力を入れてください。冒

頭で言いました様々な需要に、一つの施策では対応は難しくなります。社会の進歩に従って移動手段もこう柔軟に対応していくべきです。

続きまして、2点目の鳥獣被害対策の再質問に移ります。鳥獣被害が増えるのは、餌と潜み場があるからと言われております。我が町の耕作面積は、令和3年度が1,420ヘクタール、令和4年が1,370ヘクタール、令和5年度が1,310ヘクタールと減少しております。逆に言えば、耕作放棄地が増えている現状です。冒頭で言いましたが、耕作放棄地の増加ですね、イノシシによる農作物被害の増加、個体数増加の要因となっております。抜本的な対策をしなければ本当ますます被害が大きくなります。今回の質問は、猟友会の人から調査依頼もありましたので質問に至りました。私がこの質問にあたってですね、捕獲隊にあてつけみたいな質問かとの、心ない話を耳にしましたが情けない話です。議員はやはり住民の代弁者なんですよ。そこで再質問ですけど、最近イノシシが、学習してか箱罠による捕獲が少なくなっているとの話ですが、冒頭で先ほど令和元年が351頭、令和4年が814頭、令和5年が743頭の捕獲状況でしたが、よろしければ、令和2年度と3年度の捕獲数を尋ねます。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 令和2年度におきましては606頭、令和3年度で665頭の実績となっております。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 町ではイノシシ1頭につき5,000円の捕獲委託料として支払いをなされておりますが、近年の捕獲委託料、委託金ですかね。この推移はどのように推移してるんですかね。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） ここ3年間のお答えをいたします。令和3年度332万5,000円。令和4年度407万円。令和5年度が371万5,000円です。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） すいません、あんまり覚えきれませんので、後で資料ください。

町のほか、委託金のほかに国からの捕獲金が出てると思いますけどいくらですかね。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 国の鳥獣被害防止総合対策交付金、鳥獣被害防止総合対策推進事業費、緊急捕獲活動支援事業分といたしまして、成獣1頭当たり、7,000円、幼獣1頭当たり1,000円、他獣類アナグマ・タヌキ1頭につき1,000円となっております。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 熊本県の今年度の鳥獣被害防止交付金は4億2,927万になっておりますが、町の捕獲委託金、国の捕獲金の支給方法ですね。これ、どのように取り組んでおられますか。ちょっとお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） まず、南関町有害捕獲隊の委託契約を締結を行い、捕獲委託料といたしましては、前期を4月から9月、後期を10月から3月と年に2回に分けて支払いを行っております。また、国の報奨金につきましては、前年度分の未払い分と当年度の予算の範囲内で、年1回の支払いを行っております。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 今、国の支払いが年に1回と言われましたけど、もう頭数が分かっているならば、1か月後と言わないんですけど、例えば3か月に1回とか半年に1回とかに、町が立替えてもいいんじゃないかと思うとですよ。年に1回では、もう厳しいものがありますよ。仕事をしていて支払いが1年後では幾らかボランティアといっても、活動に支障が出ると思うんですが、いかがですか。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） はい。国の立替金につきましては、補助金の最終変更申請が例年1月下旬から2月上旬のため、1月までの受け付け分でその年度を占め、2月3月の申請に当たったものについては、翌年度の支払いを活用しております。当該年度の支払いはできておりません。県から留意事項といたしまして、概算払いは既に取組を実施し速やかに支払う必要がある、または支払わなければならない事業に、執行に影響がある経費について請求するものとなっておりますので、今建て替えについてはちょっと考えてはおりません。支払いについては、直接、捕獲隊のほうへと支払われております。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 今言いましたけど年に1回やったら、本当、私も小さい事業所ですけど、1年後になると本当、ちょっとやる気がなかなです。やはり、私はそこは町は考えたほうが良いと思うとですよ。先ほど令和5年のイノシシによる農作物の被害ですね、4,240万とのことですが、本当はもっと多かったと思うとですよ。農作物に被害をもたらす動物ですね。捕獲には先ほど言いました。本当にハンターは欠かせない現状がありますが、ハンターの高齢化率、もうこれ先ほど言いました全国的な課題となっておりますが、我が町の捕獲隊、令和5年度は確か36名との答弁ですけど、65歳が占める割合はどのようになっていますか。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 65歳以上が占める割合につきましては今70%であります。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） やはり全国的な問題が町もあるということですね。この捕獲隊の実態が分かりにくいので、こう質問をお願いしますと、捕獲隊の中からありました。もう依頼は3回ぐらい受け取ったんですけどね。その中の内容ですけど、この捕獲隊をいつ何年に創設されたのか、役員体制はどのようになっているのか、毎年の収支報告は行われているのか、定例の会議や総会などを開催されているのかなどですけど、もう捕獲隊の存在そのものが、余り知らされていないのが問題で総会などを開催することによって、疑問を払拭させることと思います、との意見が捕獲隊の中から出とるんですよ。これはどのように把握されておりますか、お尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 平成14年度より駆除隊として活動されていましたが、平成16年度に有害鳥獣捕獲委託契約が締結されました。役員体制としましては、隊長1名、理事4名の役員体制となっております。会議につきましては毎年1回の理事会が開催されると伺っております。内容につきましては把握しておりませんので、今後は各隊との情報共有を行ってまいり

たいと考えております。

○議長（立山秀喜君） 9 番議員。

○9 番議員（境田敏高君） 業務を委託する場合、これ当然、委託業務が結ばれとるはずですよ。この委託契約に、さっき言いました、公平性、透明性がなくてはならないことは言うに及びません。鳥獣被害を少しでもなくすために、鳥獣被害に捕獲は重要ですが、ともに行動するには信頼関係が大事ですよ。疑問を持たれないように指導してください。

さて、冒頭でも言いましたが、近年は捕獲に頼らない取組が増えております。捕獲数の増加と比べますと、農作物の被害額は、全体での被害は目立って減ってはおりません。捕獲に頼る自治体が多い中で、着実に被害を減らした大分県の取組は、荒れた農地を地域で共同管理することで、イノシシを近づけない手法が広がっています。大分県では15年間で被害が半減しております。周りの環境を整備し、近づけないことが大事だと分かったそうです。イノシシが山から多く下りてくる原因を取り除くことが重要です。柵の隙間や草村をなくすとともに、放置された農地の栗や柿の手入れです。南関町で、餌付けストップの啓発運動が推進できてないという評価がもう出されております。里山を見ますと、動物が出入りできる箇所が増えております。特に里山境界の草刈り、里山近辺で耕作放棄地の草刈りの補助金制度を設け、被害対策の一つとしては、どうでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 今議員がおっしゃったとおり、県事業で、えづけS T O P鳥獣被害対策事業というのが推進されております。事業内容については、まず基本的に議員もおっしゃられたとおり、捕獲対策、生息環境の整備、柵の整備を組合せた総合的な対策が効果的です。ステップ2で守れる田畑の集落づくり、鳥獣が近寄りにくい、住みにくい集落環境を整備を行う。ステップ3として、防護柵の設置、追い払い活動を行う。ステップ4といたしまして、鳥獣の捕獲という形で集落の皆さんが一緒になって取り組むこと等が鳥獣被害対策になると考えられております。現に令和元年度に、農業組合法人よなだが実施をされた実績があります。

○議長（立山秀喜君） 9 番議員。

○9 番議員（境田敏高君） 営農してない自己管理土地は、イノシシ被害の補助金が厳しいようです。耕作放棄地が少しでもなくなるように、鳥獣被害対策被害として、やはり私は今も取り組むべきだと思います。

現在、猟友会の民間のボランティアのハンターに頼る現状は、限界に近づいていると言われてます。自治体がハンターを要請し、公務員ハンターを増やしたりするなどの取組が今、自治体も進んでおります。自治体が責任を持って対応すれば、スムーズにいきます。猟友会の減少に対応するためにも、町に専門員と狩猟免許を所有している職員からなる、鳥獣被害対策実施隊を設けたらいかがでしょうか。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 公務員ハンターについては今のところ考えておりません。しかし平成25年度に南関町町獣害対策実施隊設置要綱を制定いたしまして、県猟友会南関郷支部の方を1名、民間の方を1名、町職員が9名、計11名でこの捕獲隊で活動を行っております。

○議長（立山秀喜君） 9 番議員。

○9 番議員（境田敏高君） 私が、なぜ自治体で取り組むかということ、被害も事故も多かったです

よね。やっぱそのため、少しでも被害がないように、また、さっき言われました高齢者ですね、なり手がなかんもんですから、やはりこの被害対策ですね、私は自治体が責任持って進め、被害対策、職員による公務員ハンターの要請をし、部隊を作ったほうがいいと思って質問したわけでございます。また、有害鳥獣対策の一つで、捕獲従事者には捕獲金の増額を図るべきと思うんですけど、今の捕獲金といいますか、あるいは5,000円じゃちょっと、私は安すぎと思うんですよね。もう少し増額をするお考えはございませんか。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 増額につきましては、近隣市町の動向を確認しながらまた検討に入りたいと思います。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 検討、検討あんまり言わないということで、先ほど言いました御船の町議会は禁句になっておりますので。大体この近辺で捕獲金、イノシシだけの自治体があるんですか。把握されておりますか。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） すいません、ちょっとまだ勉強不足でございます。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 一応把握して安かったら、安いからじゃなくて、やはり私はもう少し上げるべきだと思っております。本当ですね、ガソリンで、あっちこっちまわるとガソリン代までも出らんという、あれが多かですよね。あそこは全部罠にかかるとるならいいですけど、かかってないときは本当にもう、逆に本当は嬉しいんですけど、捕獲隊の人その他人に対して私は、ちょっと申し訳ないなと思って、今からやっぱりもう少し、上げるべきその方向で進めてください。

最近イノシシが檻に入らないと聞きますが、有害鳥獣捕獲の支援について、捕獲檻とくくり罠の需要をどのように把握されておりますか。お尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） くくり罠の設置につきまして時間と労力を大変用意しております。箱罠のほうがやっぱり簡単でありますので、箱罠のほうが大半を占めている状況でございます。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 今、くくり罠、消耗が非常に早いと聞いております。事故が起きないようにするためにも、早くこういう支援をすべきです。先ほど捕獲者の頭数聞きましたが、年間で捕獲数の多い方の把握はどのようになっておりますか、お尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 3年、4年、5年度の捕獲頭数をちょっとお知らせしたいと思います。A氏の方は、令和3年度110頭、令和4年度で162頭、令和5年度で169頭。B氏の方で令和3年度で183頭。令和4年度で153頭。令和5年度で152頭、C氏の方で、令和3年度で51頭、令和4年度で60頭、令和5年度で71頭の実績となっております。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 今ABCさん言われましたけど、AさんとBさんは100頭以上超檻檻えておりますけど、これは名前は公表できないんですか。これ、委託金は公金なんですよ

ね。町では業務委託について公平性・透明性を確保しながら関係する法令の規定に沿って従っております。やっぱりこれは、所轄課で仕様書、またそれに相当するものを作成し、契約の手続を行っておりますよ、と言われております。やはりこれは、私は、何度も言いますが公金ですから公表すべきだと思います。また、捕獲等の方々は鳥獣被害対策に今、2人なんか特に並々ならぬ活動されております。今言いました中に1人、年間100頭以上捕獲されて、捕獲され被害防止に力を入れている方は、本当にこう大変な活動されてます。日頃の活動に報いるためにも、私は公表して、町で表彰すべきだと思いますけど、いかがですか。

○議長（立山秀喜君） 経済課長。

○経済課長（武田信幸君） 名前の公表についてですが、捕獲隊の方々は日々のお仕事をされている傍らでの各業務に携わっておられます。大変ご苦労されている状況の中で、その中で個人の不利益を生じる可能性があるため公表はできないと判断しております。また表彰についても、捕獲隊は町が委託している業務であるため、町が表彰には該当しないと判断しております。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） 不利益やなかと思うんですね。先ほど言いましたこの委託契約は公平性、透明性がなくてはならんとですよ。平成30年6月に町長も答弁されてるんですけど、「今後検証、評価また客観的公表性が求められるものがあり、取り組む必要があると考えております」と言われています。公金じゃなかならないんですよ。なら、業務委託はみんな今からちょっと名前出さないんですか。やはり何度も言いますが、これはもう一つは、令和4年度南関町一般会計運用状況調査で、農林水産関係の中に有害鳥獣対策、被害対策事業も実施されております。計数に誤りなく書類等も整備され、会計経理は正確であると確認したと報告も出されておりますから、堂々と出せばいいんですよ。なぜ出さないんです。何度も言いますが、公金なんですよ。私はそこが納得いかんですね。町長どう思われますか。やはり、名前は出さないんですか。お尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 委託契約を正式に行っておりますし、ほかの委託契約と何ら変わるころはないと思います。そういったところで公平、公正にということで行っておりますけれども、それをあえて、どなたがしたかっていうことを名前を出すっていうことは、何で必要かなって思うところであります、その契約を行って、その実績に基づいた検査等も行っておりますので、そういったもので正確なそういった検証はできてるんじゃないかなと思っております。

○議長（立山秀喜君） 9番議員。

○9番議員（境田敏高君） いや、何で名前出さないのかなって、一応町長、実は話したときは、「公金ですから当然それを出すべき」って、町長言われてるでしょう。それは公金なんですよ、これ。何も不利益を負う人いないと私は思うんですよ。その点からも、一生懸命努力される人に、町で表彰するためにも、名前出して堂々と何かこう出して表彰すべきですよ。私はそう思うんですけど、いかがですか。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい、業務委託契約ほかのことに関してもですけども、あえて文書公開をされるということであれば、それを出す必要があるかもしれませんが、町がそういった必要がないものを公表していくということは、考えておりませんので、そういった状況には変わ

りないと思いますし、表彰についても、業務委託契約でお金を伴ったもので業務委託契約しておりますので、表彰に該当する事項ではないと思っております。

○議長（立山秀喜君） 9 番議員。

○9 番議員（境田敏高君） 分かりました。どうも何かこうべールに包まれたみたい。これだけ一生懸命されとるからですね、当然私はもう表彰すべきだと思ってから言いよるですね。やっぱり町民の人はそう思ってるですよ。今後またそういうのは見直しを進めるべきだと思います。よろしく願いしときます。

これでまとめに入ります。今回は特に高齢者の公共交通についての質問が多かったですが、高齢運転者は視機能、認知機能、身体機能の低下から運転技術が低下することがあり、死亡事故などを起こす危険性が高い状況があるとされています。運転を中止した高齢者は、継続した高齢者と比べ要介護状態になるリスクが高くなっており、生活範囲が狭くなり、活動機会も減少して、認知症のリスクも上がっております。そうなれば、行政はもっと大きな財政負担も生じます。周辺自治体の連携を強め、広域移動が行政区間の範囲にとらわれることなく、スムーズに利用できる体制を進めるべきです。高齢者は、いつまでも待てません。安心と安らぎを与えるために、時代に合った取組を進めるべきです。

鳥獣対策被害対策については、イノシシなどの有害鳥獣捕獲には、なくてはならない捕獲隊ですよ。中には命をかけての捕獲もあります。1 人、先ほど言いました年間 100 頭以上捕獲され、被害防止に力を入れている方の並みなる努力には敬意を表しますよ。近年、全国でハンターの高齢化ですね、以前より捕獲活動ができない状態があります。解決の一つとして、やっぱり捕獲に頼らない自治体の取組も増えております。荒れた農地を地域で共同管理することでイノシシを近づけない、大分県の取組を推進し、新たな支援対策を打ち出し、捕獲に頼らない、被害防止も今以上に進めるべきです。ここで重要なのは、町行政が責任を持って、地域住民と一緒に取り組むことです、これで私の一般質問終わります。

○議長（立山秀喜君） 以上で 9 番議員の一般質問を終了しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

明日 5 日は午前 10 時に本会議場に御参集ください。

これにて散会します。起立。礼。

○
散会 午後 5 時 38 分